

# 中国の知的財産概況

2021年5月18日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所  
知的財産部長  
山本 英一

香港事務所  
知的財産部長  
松本 要

## 1. はじめに

2. 中国の知的財産分野の動向

3. 中米合意が中国知財分野に与えた影響

4. 改正専利法がもたらす変化

5. 第14次5カ年計画から見える今後の展開

6. 中国企業・大学の知財活動と対応政策

7. 中国香港特別行政区の知財動向

# 2021年に入って印象的な出来事

- ① 全国人民代表大会が開催
- ② 米国でバイデン新政権が発足
- ③ 標準必須特許に対する最高人民法院の見解発表
- ④ 習総書記による知的財産への関心
- ⑤ WTOにおける新型ワクチンに対する知的財産権免除提案

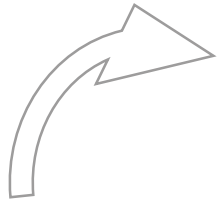
(おまけ) TIME 100 Most Influential Companies 2021

- ・イノベーター・・・DJI、TIKTOK、BYD、Yum China
- ・タイタン・・・アリババ、テンセント
- ・ディスラプター・・・華為、滴滴出行

(出所) <https://time.com/collection/time100-companies/>

# 2021年の中国知的財産を巡る状況

第14次5カ年計画の  
スタート



新型コロナウイルスの  
蔓延

2021年

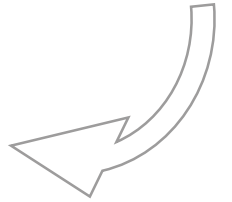
新たな飛躍への試練

知識経済型社会  
(イノベーション対策)

中米経済・貿易協議  
(第1段階)の合意

秩序統制型社会  
(知財保護対策)

中米対立緩和への  
期待外れ



量



質

1. はじめに

## **2. 中国の知的財産分野の動向**

3. 中米合意が中国知財分野に与えた影響

4. 改正専利法がもたらす変化

5. 第14次5カ年計画から見える今後の展開

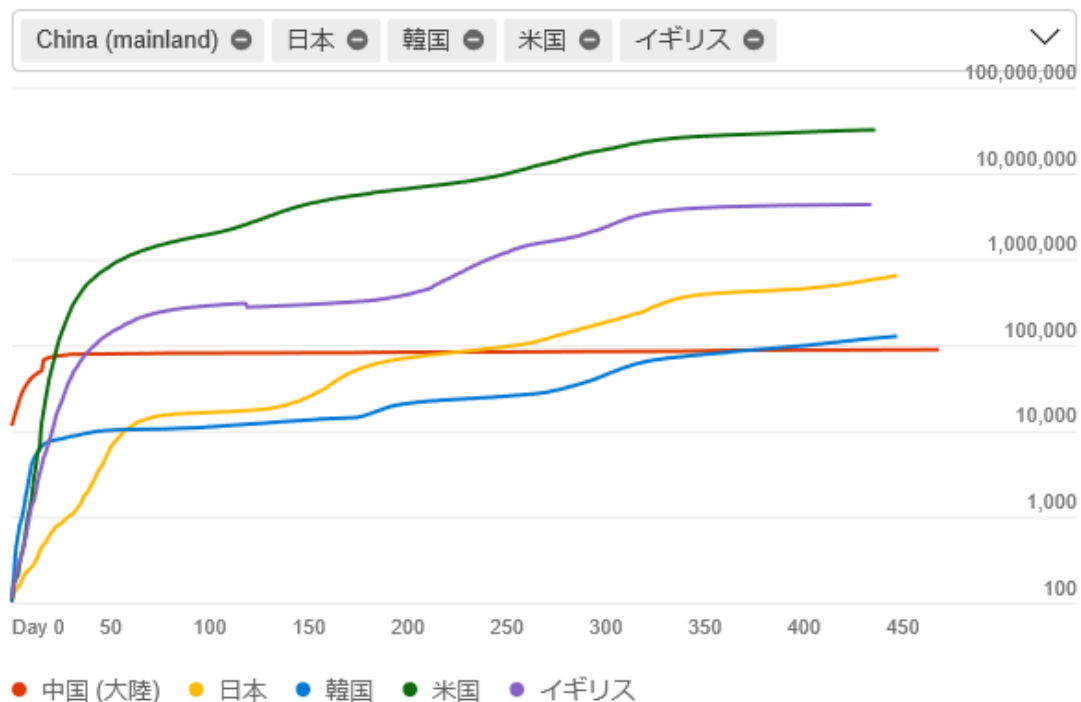
6. 中国企業・大学の知財活動と対応政策

7. 中国香港特別行政区の知財動向

# 中国における新型コロナウイルスの状況

- ◆ 2021年5月15日現在、中国国内の累計感染者数は103,986人、累計死亡者数は4,858人。
- ◆ 現在は、海外からの感染の流入阻止と国内の再燃防止に注力し、大胆な対応により成果を上げている。
- ◆ **2021年労働節連休（5月1日～5日）の国内旅行者数は2.3億人と言われ、2019年同期を上回る。**

## 新型コロナウイルス感染者数（各国比較）



(出所) Bing COVID-19 data sources (検索日: 2021年5月15日)

## 今年の中国の様子



労働節連休に賑わう青島のレストラン  
(2021年5月)

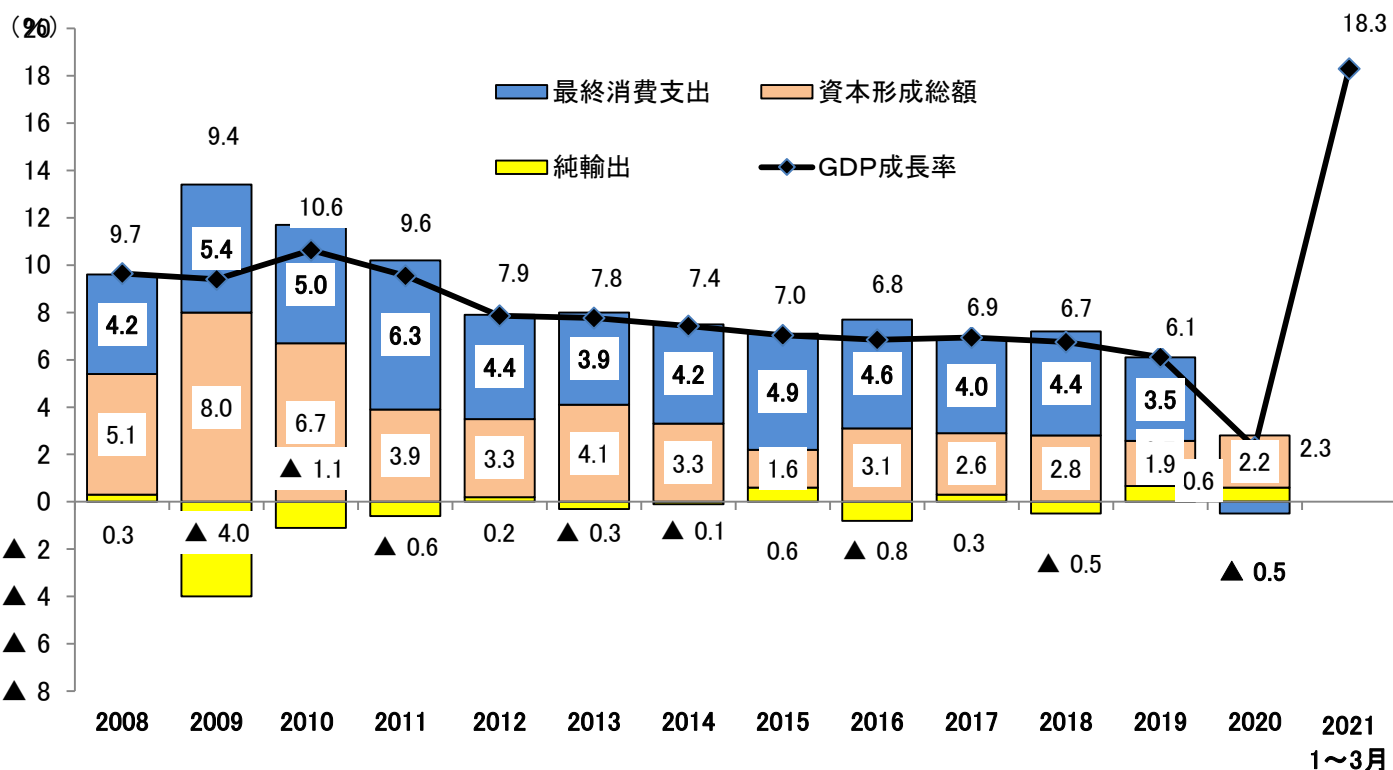
急ピッチで集中隔離用施設を建設  
(2021年1月)  
(出所) 澎湃新聞



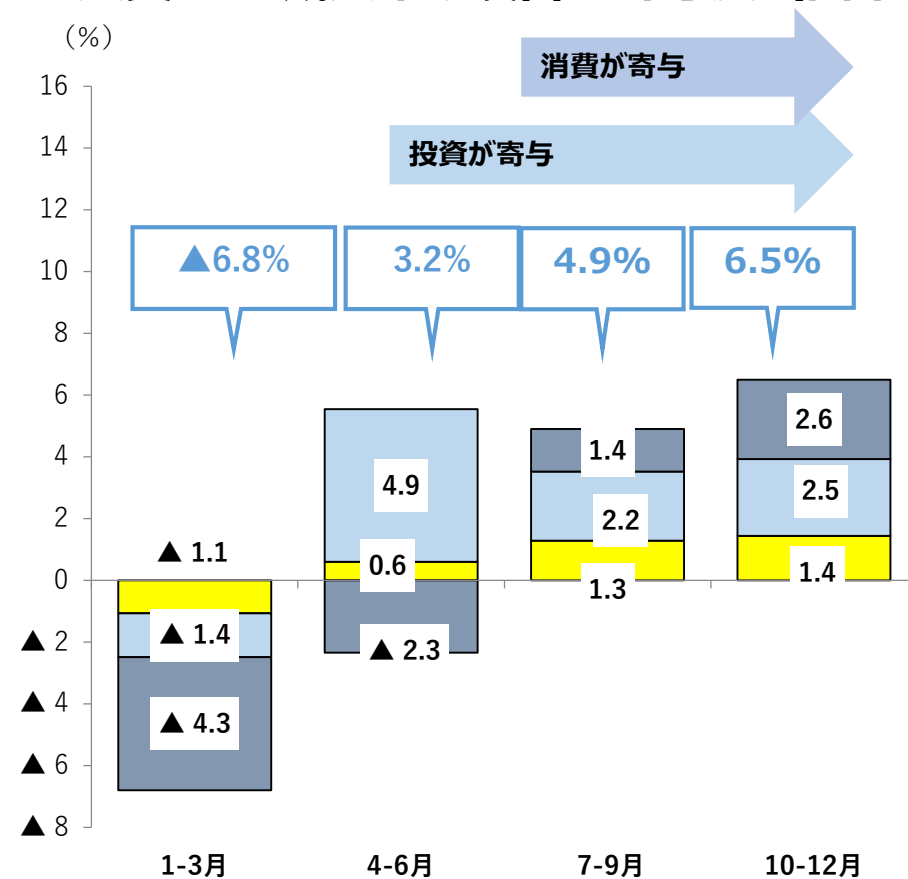
# 中国の経済状況

- ◆ 2021年第1四半期の実質GDP成長率は18.3%、四半期別では過去最高に。
- ◆ 2020年は第2四半期は投資の寄与が大きいが、第3四半期、第4四半期は消費も経済成長に寄与。

## 実質GDP成長率の項目別寄与度（年初来累計）



## 実質GDP成長率の項目別寄与度（四半期別）



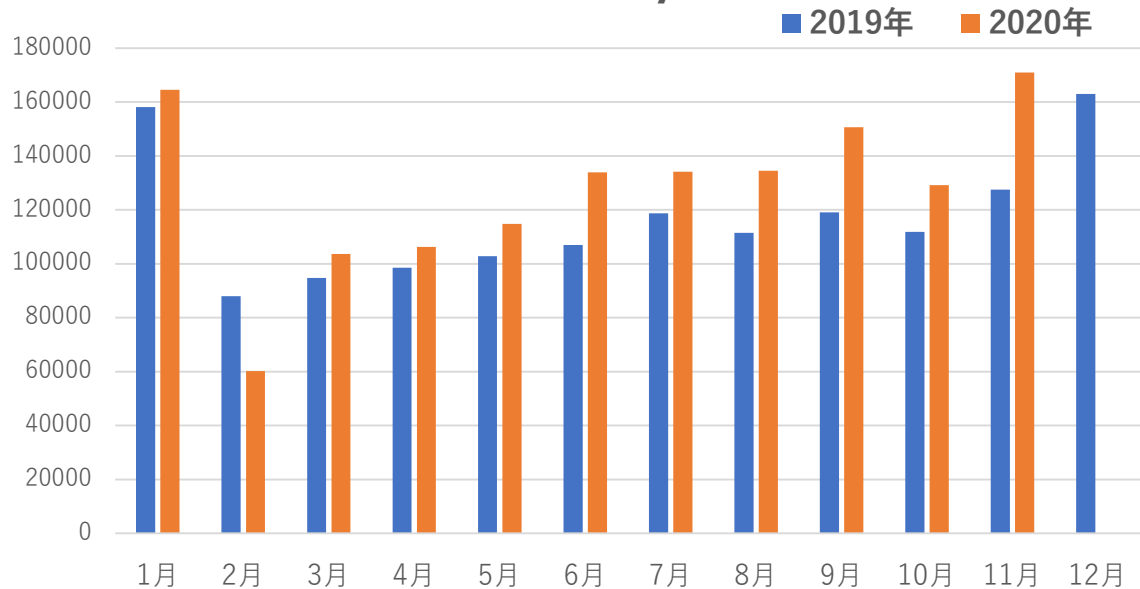
(出所) 国家統計局、CEIC

(注) 需要項目別内訳は各年のGDP成長率が改定されても、改定値が公表されないため、需要項目別寄与度の合計が各年のGDP成長率と一致しない場合がある。

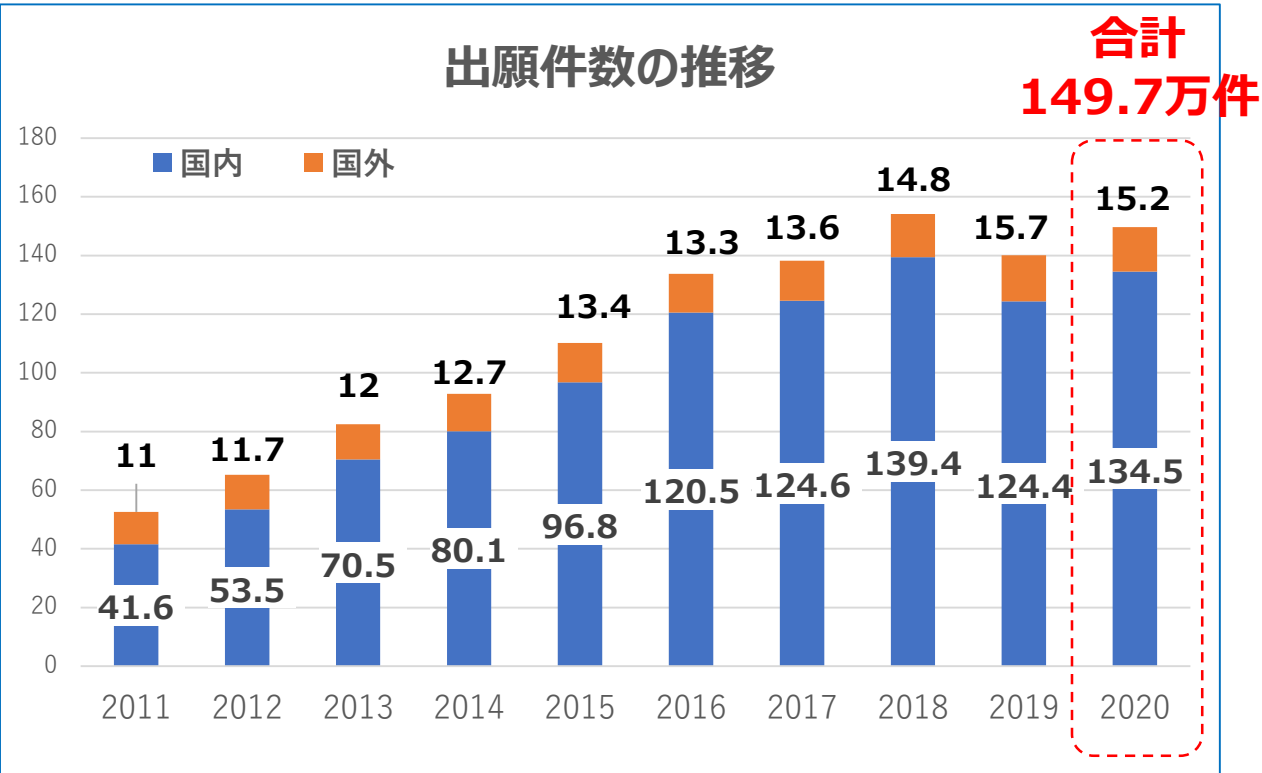
# 特許出願動向

- ◆ 2019年に減少に転じた出願件数は、再び増加に転じ、**2020年は149.7万件（前年比6.9%増）**。
- ◆ 過去最高件数であった2018年の154.2万件は下回ったが、**新型コロナウイルスの影響は限定的**。
- ◆ 国内出願が134.5万件で前年比8.1%増となったのに対し、**国外出願は15.2万件で同3%減**となった。

## 特許出願件数 2019/2020 比較



## 出願件数の推移



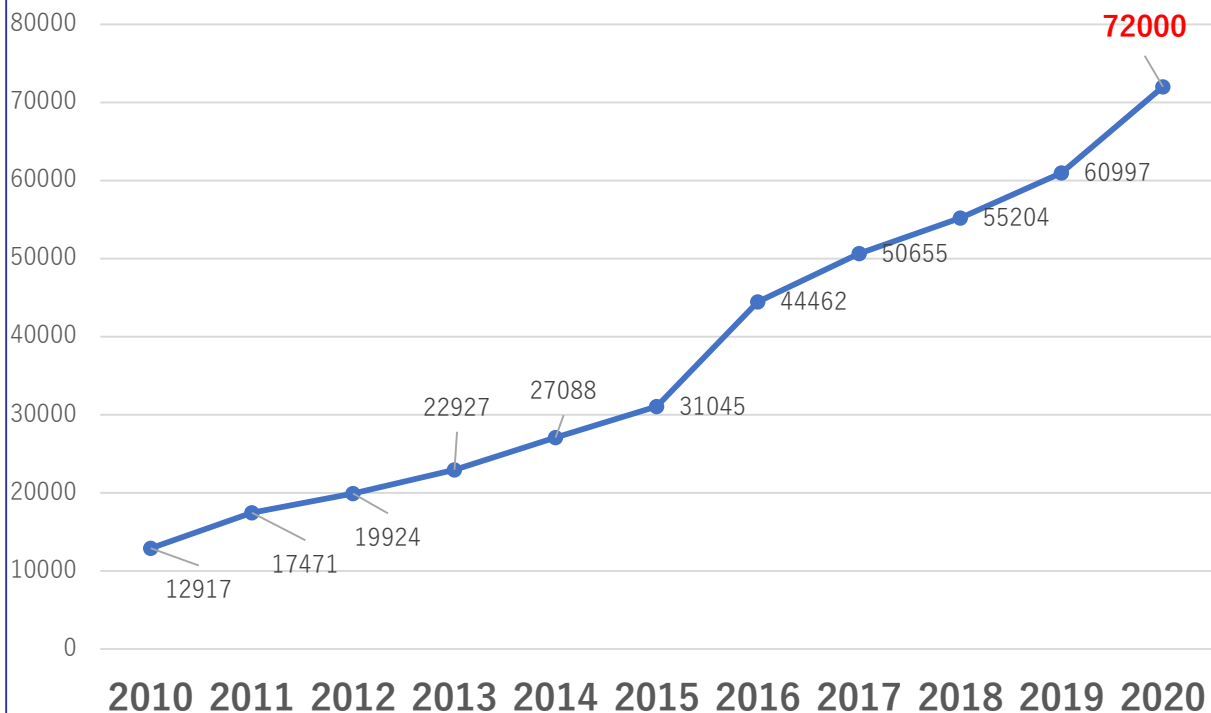
(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」、「2020年国家知識産権局年度報告」



# PCT出願・専利審査状況 等

- ◆ 2019年に世界一となったPCT出願（受理ベース）は、2020年も件数を伸ばし、過去最高の7.2万件に到達。
- ◆ 中国への国内移行出願は、10.1万件で前年比0.8%増とほぼ横ばいであった。
- ◆ 発明専利の審査件数は112万件、平均審査期間は20カ月。専利全体の登録率は47.3%となった。

PCT出願（受理ベース）件数の推移



(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」、「2020年国家知識産権局年度報告」

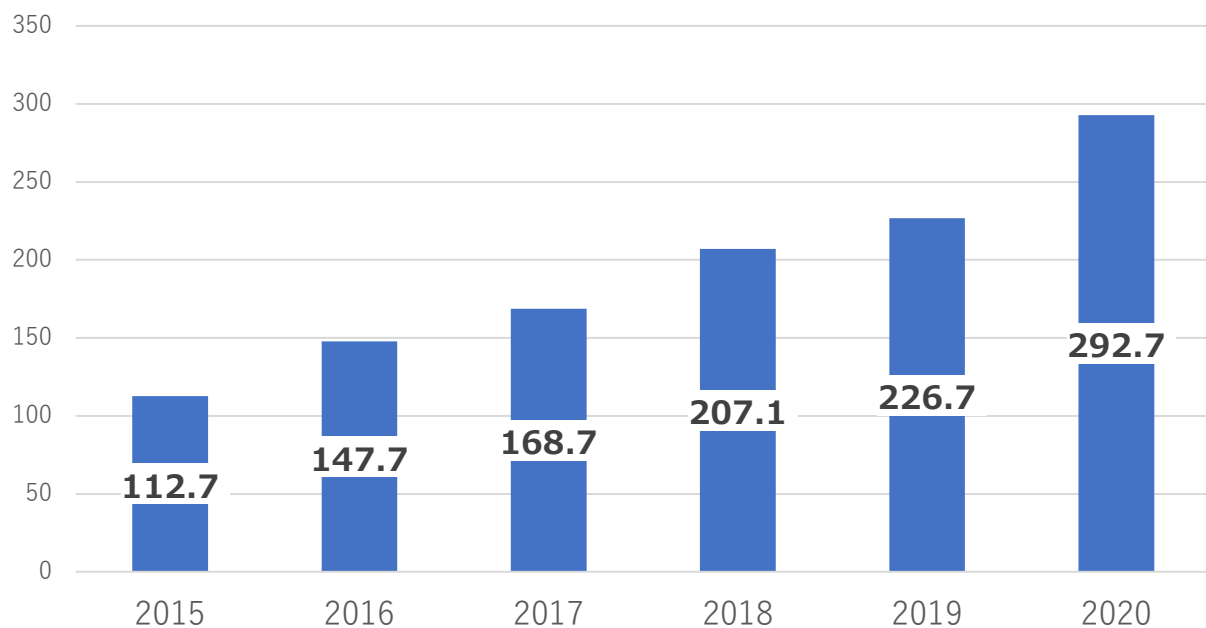
(※) CNIPA発表の統計資料を参考に作成

	実績（2020年）	前年比
発明専利審査件数	112万件	9.8%増
平均審査期間	20カ月	N/A
高価値特許審査期間	14カ月	3.3カ月減
登録件数	53.0万件	17%増
登録率	47.3%	3%差（増）
有効登録特許（2020年末時点）	305.8万件	14.5%増

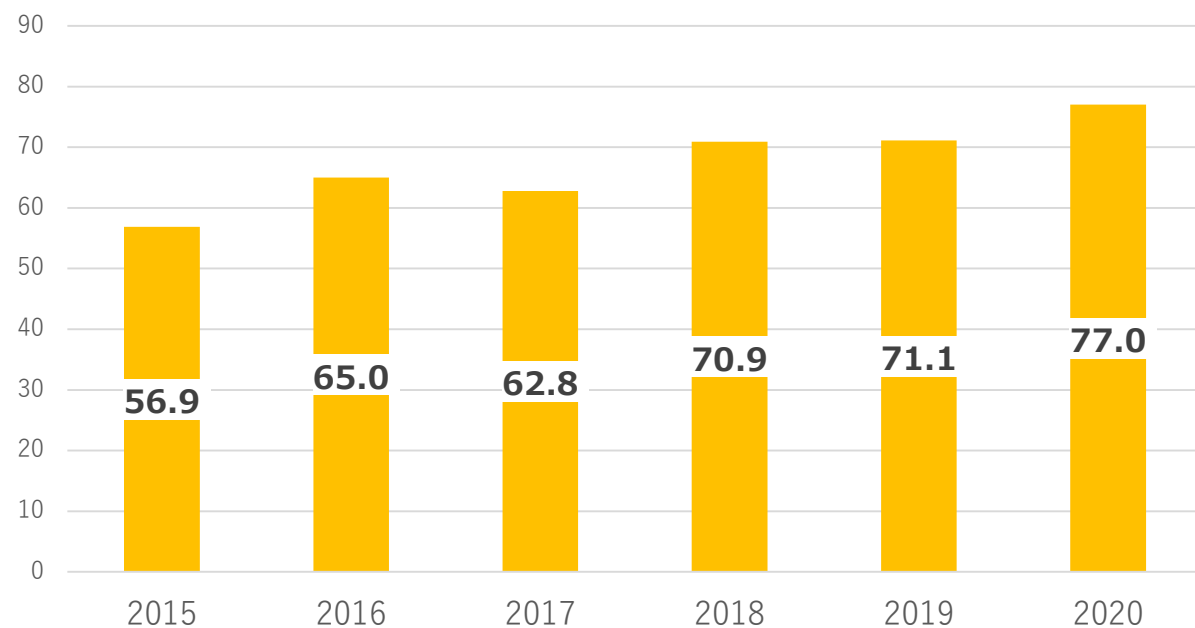
# 実用新案・意匠出願動向

- ◆ 2020年の実用新案の出願件数は、**292.7万件**で前年比**29%増**。過去最高件数を更新した。
- ◆ 意匠（外観設計専利）の出願件数は、**77万件**で前年比**8.3%増**。同様に過去最高件数を記録した。

## 実用新案出願件数の推移



## 意匠出願件数の推移

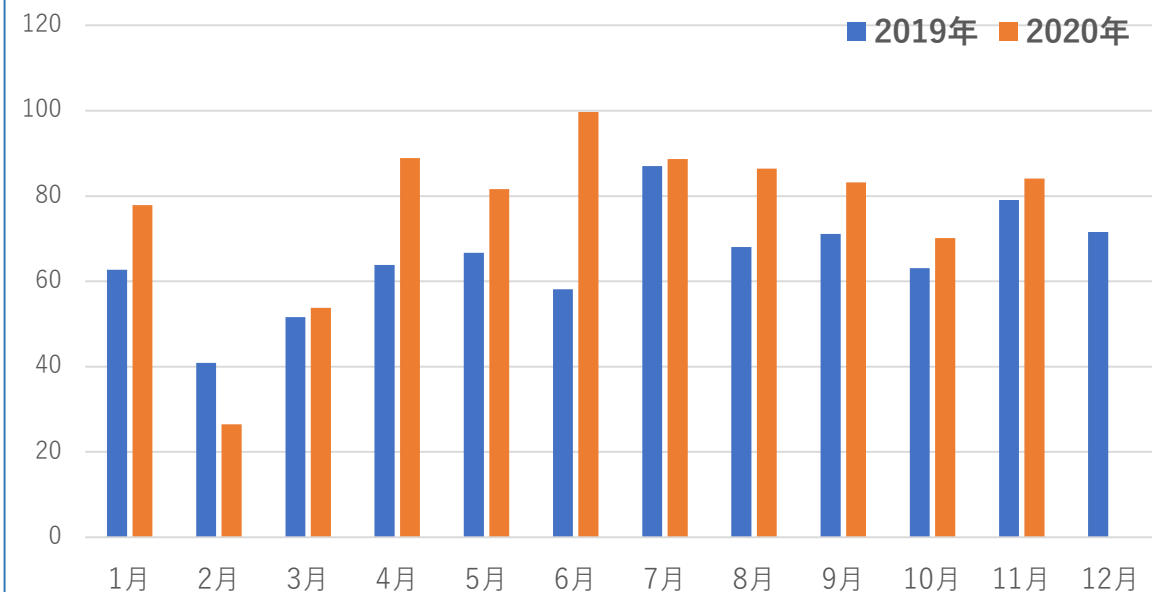


(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」、「2020年国家知識産権局年度報告」

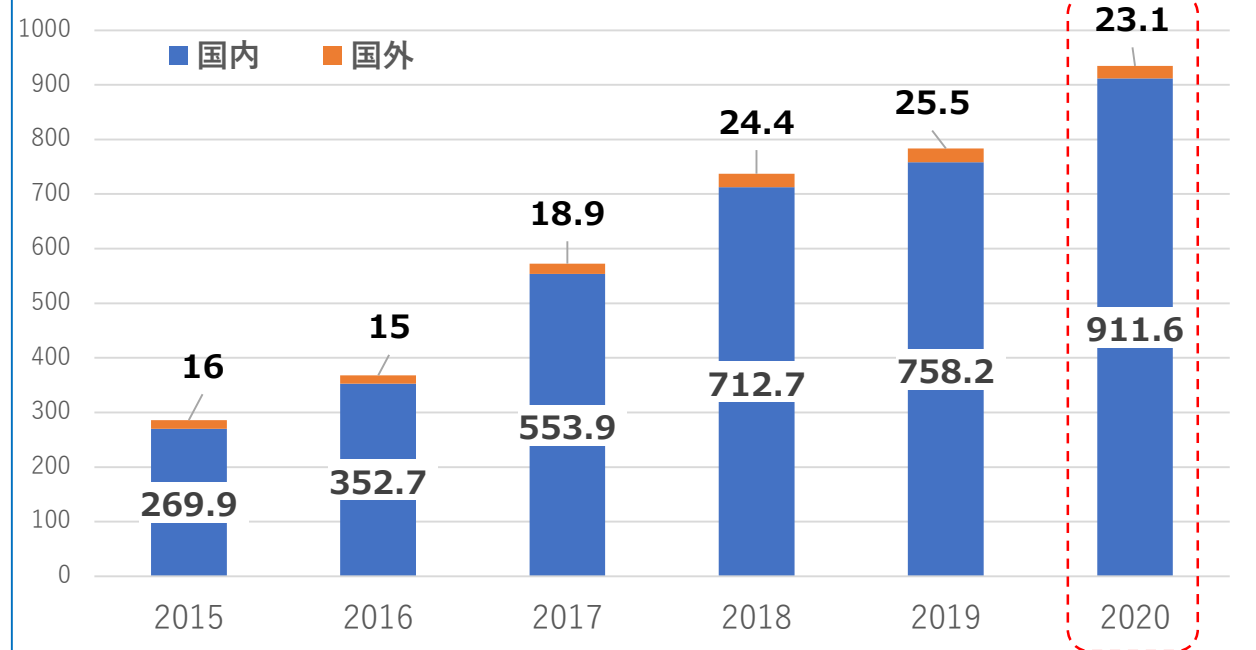
# 商標出願動向

- ◆ 2020年の商標の出願件数は、934.8万件で前年比19.3%増。**2019年を上回り、過去最高件数となった。**要因としては、コロナ禍におけるEC分野の発展や新規企業の立ち上げ等が挙げられている。
- ◆ 国内出願が911.6万件で前年比20.2%増となったのに対し、**国外出願は23.1万件で同9.4%減**となった。

## 商標出願件数 2019/2020 比較



## 出願件数の推移

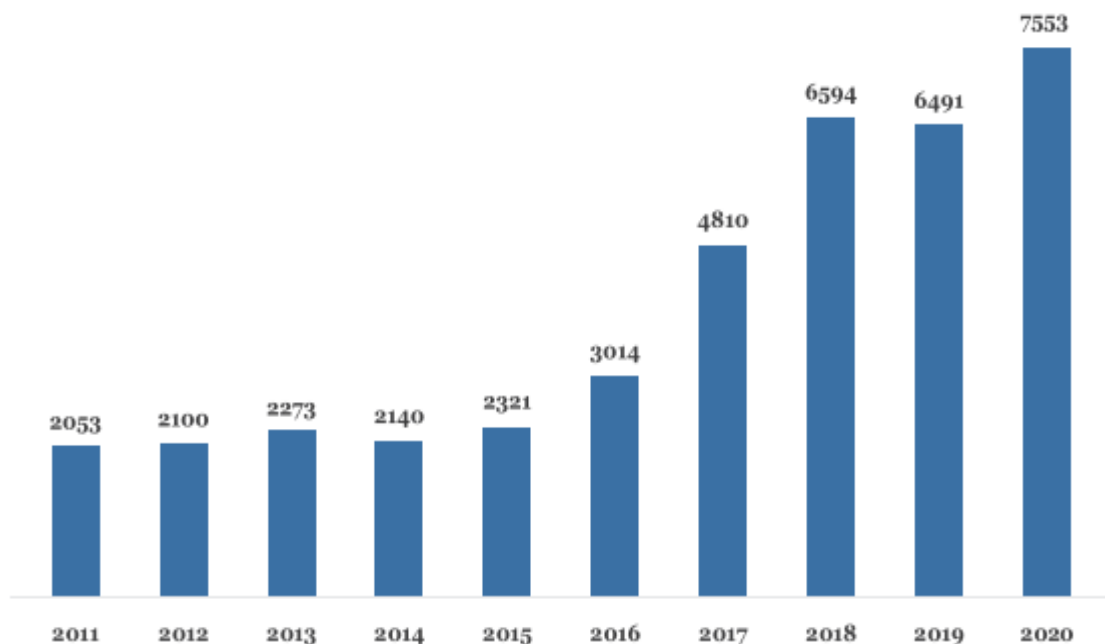


(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」、「2020年国家知識産権局年度報告」

# マドプロ出願・商標審査状況 等

- ◆ 商標の国際出願（マドプロ出願）は、約7,553件と過去最高。中国を指定国とする国際出願は5.8万件。
- ◆ 審査期間については、大幅な出願件数増にも関わらず、従前掲げていた目標を達成し、4か月まで短縮。
- ◆ 使用を目的としない悪意の商標出願について、直近3年間で15万件を拒絶した旨公表。

マドプロ出願件数の推移



(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」、「2020年国家知識産権局年度報告」

	実績（2020年）	前年比
審査件数	878.4万件	6.4%増
平均審査期間	4か月	0.5か月減
登録件数	576.1万件	10.1%減
登録率	74.1%	0.8%差（増）
有効登録商標 （2020年末時点）	3,017.3万件	19.6%増

# 大量出願に対する反省、品質向上へのシフト

- ◆ 2007年以降、出願行為の規範化に係る規定はあるが、2017年以降に規範化対象の出願類型を拡大し、補助金申請の停止措置を取るなど、出願構造改革に着手してきた。**2021年以降、本格化。**
- ◆ 商標の悪意出願への対応策として法改正、若干意見を策定し、**不正な出願への厳しい姿勢を強めてきた。**

## 出願・登録増加の背景



- 国家目標に基づいたノルマ
  - ✓ 13次5カ年計画における目標設設定  
(例) 1万人口あたりの発明専利保有件数、PCT出願件数
- 出願・登録に対する報奨、補助
  - ✓ 省・市・区毎に種類も支給時期もバラバラ
- ハイテク企業認定によるインセンティブ
  - ✓ 知的財産権の保有が認定要件
- ビジネスモデルとして確立
  - ✓ 冒認出願からの収益化

専利出願行為の規範化に関する若干の規定（2007年）（現在改正草案が意見募集中）

専利出願行為の更なる厳格な規範化に関する国家知識産権局の通知（2021年1月27日）

専利出願関連政策に対する監督検査の実施に関する国家知識産権局弁公室の通達（2018年）

専利出願行為の規範化に関する弁法（2021年3月12日）

第14次5カ年計画  
(2021年3月11日)  
・人口1万人あたりの高価値発明専利保有件数

## 品質重視の政策へと転換（内外のプレッシャー）

商標法の一部改正  
(2019年11月1日)

商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定  
(2019年12月1日)

# 非正常出願に対する中国政府の対応

## 専利出願行為の更なる厳格な規範化に関する国家知識産権局の通知（2021年1月27日公表）

### <インセンティブへの対応>

- 2021年6月末までに、地方は専利出願段階での資金補助を全面的に取り消す。
- 2025年までに、地方は授権後の資金補助（PCT及びその他のルートにより国外で授権された専利を含む）を段階的に縮小し、全面的に取り消す。

### <指標管理>

- 地方知識産権部門は、**専利出願件数を業務評価の主な基準としてはならない**。専利出願件数（PCTに基づく専利出願を含む）を比較してはならない。
- 当該行為に属する出願件数は、専利出願件数統計から控除する。

### <罰則>

- 当該行為者は資金補助の払い戻し等の処罰対象となり、場合により刑事責任を負う。

### 李克強総理発言（2021年4月）

- 審査品質について、出願件数・登録件数を評価指標とする出願奨励政策を廃止として、独創的な成果を促進し、非正常出願、冒認出願を取締る。

## 専利出願行為の規範化に関する弁法（2021年3月12日公表）

### <非正常出願の審査プロセス>

- 審査は作業グループ、又は審査官により実施。通知内容に不服がある場合、所定期間内に裏付け資料を揃え意見陳述可能。
- 拒絶の決定に対しては審判請求、行政訴訟等を提起可能。

## 専利出願行為の規範化に関する若干の規定の改正草案（2021年5月6日公表）

専利出願行為の更なる厳格な規範化に関する国家知識産権局の通知	専利出願行為の規範化に関する弁法	専利出願行為の規範化に関する若干の規定の改正草案
一)「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」(国家知識産権局第75号局令)第三条に規定する6つの状況。	-	-
①同一単位又は個人が複数の内容が明らかに同一である専利出願を提出する場合。	一) 発明創造内容が明らかに同じであるか、又は実質的に異なる発明創造の特徴又は要素の単純な組み合わせや変化によって形成された複数の専利出願を同時又は前後して提出する場合。	一) 提出された複数の専利出願の発明創造内容が明らかに同じであるか、又は実質的に異なる発明創造の特徴又は要素の単純な組み合わせや変化によって形成されている場合。
②同一単位又は個人が明らかに先行技術若しくは先行意匠を剽窃する複数の専利出願を提出する場合。	二) 提出された専利出願には、発明創造内容、実験データ又は技術的効果の捏造、偽造及び変造、従来技術又は従来考案の剽窃、簡単な切り替え及び寄せ集めなどのような状況が存在する場合。	二) 提出された専利出願において、発明創造内容、実験データ又は技術的効果の捏造、偽造及び変造、従来技術又は従来考案の剽窃、簡単な切り替え及び寄せ集めなどのような状況が存在する場合。
③同一単位又は個人が複数の異なる材料、成分、成分の比率、部品等を簡単に切り替える或いは寄せ集める専利出	一)と同じ	一)と同じ
④同一単位又は個人が複数の実験データ或いは技術効果が明らかに捏造されたものである専利出願を提出する場合。	五) 提出された専利出願の発明創造が、特許性審査を回避するために意図的に形成された、明らかに技術的改善又は考案の常識に適合しない、若しくは実際に保護価値を持たない劣化、羅列、不必要な保護範囲縮小の発明創造、又は検索と審査の価値を一切持たない内容である場合。	四) 提出された専利出願の発明創造が、明らかに技術的改善若しくは考案の常識に適合しない、又は劣化、羅列、不必要な保護範囲の縮小である場合。
⑤同一単位又は個人が複数のコンピューター技術等を利用してランダムに製品の形状、図案或いは色彩を生成する専利出願を提出する場合。	四) 提出された複数の専利出願の発明創造内容が、主にコンピュータープログラム又は他の技術を用いてランダムに生成されたものである場合。	三) 提出された複数の専利出願の発明創造内容が、主にコンピューター技術等を用いてランダムに生成されたものである場合。
⑥他人が本条第(一)号～第(五)号に記載された類型の専利出願を提出するのを手伝う又は専利代理機構がその提出を代理する場合。	八) 専利代理機関、専利代理師又は他の機関若しくは個人が他人を代理、誘導、教唆若しくは他人と共謀して、各種の非正常専利出願行為を行う場合。	八) 専利代理機構、専利代理師又は他の機関若しくは個人が、他人を代理、誘導、教唆又は他人と共謀して、各種の非正常専利出願行為を行う場合。
二) 単位又は個人が故意に関連専利出願を分散して提出した場合。	六) 非正常専利出願行為に対する規制措置から逃れるために、実質的に特定の単位、個人又は住所に関連している複数の専利出願を分散、前後して又は遠隔地に提出する場合。	六) 実質的に特定の単位、個人又は住所に関連する複数の専利出願を悪意により分散、前後して又は異なる場所に提出する場合。
三) 単位又は個人がその研究開発能力に明らかに合致しない専利出願を提出した場合。	三) 提出された専利出願の発明創造が、明らかに出願人、発明者の実際の研究開発能力及び資源的条件と一致しない場合。	五) 提出された専利出願の発明創造が、明らかに出願人、発明者の実際の研究開発能力及び資源的条件と一致しない場合。
四) 単位又は個人が専利出願の異常な転売を行った場合。	七) 専利技術、考案の実施又はその他の正当な目的を目的とせずに、専利出願権又は専利権を転売する、又は発明者、考案者を虚偽に変更する場合。	七) 不正な目的で専利出願権又は専利権を譲渡又は譲受する、又は発明者考案者を虚偽に変更する場合。
五) 単位又は個人が提出した専利出願の技術方案において、複雑な構造で単純な機能を実現する、通常又は単純な特徴を組み合わせるか積み重ねるなど技術改良の常識に明らかに合致しない行為が存在する場合。	五)と同じ	四)と同じ
六) 民法典に規定する誠実信用原則に違反する、専利法の関連規定に合致しない、専利出願管理秩序を攪乱するその他の行為が存在する場合。	九) 誠実信用の原則に違反し、正常な専利事業秩序を乱す他の非正常専利出願行為及び関連行為。	九) 誠実信用の原則に違反し、正常な専利事業秩序を乱すその他の非正常専利出願行為及び関連行為。



# 悪意の商標出願に対する中国政府の対応

- ◆ 2019年に商標法を改正し、「**使用を目的としない悪意のある商標登録出願**」を拒絶するための規定を追加
- ◆ 同年12月には改正商標法に対応した「**商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定**」を施行。
- ◆ 2019年4月～12月に審査・異議の段階において、**3.9万件の悪意の商標出願を拒絶した**との政府発表あり

## 商標法の一部改正（2019年11月1日施行）

- 2019年4月3日国務院通過、同月23日全人代常務委員会決定
- 外商投資法を効果的に実行しビジネス環境を最適化するためことを目的
- **使用を目的としない悪意出願を拒絶する旨を明記**

### <第四条>

自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。  
**使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。**

- 使用を目的としない商標登録出願を引受ける代理行為への行政処罰化
- その他、侵害行為に対する懲罰強化

## 商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定（2019年12月1日施行）

- 2019年11月1日に施行された改正商標法を徹底し、商標登録出願行為の規範化と悪意による出願の規制、商標登録管理秩序の維持を図るためのもの。

## CNIPA「悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画」（2021年3月15日公表）

- 3月～12月にかけて特別行動を実施
- 社会的悪影響を与える商標冒認出願に対して、商標局、各地域の知的財産権管理部門、商標協作センターは取締りを実施する。



# 中国における模倣品被害の傾向

- ◆ 近年の傾向としては、**模倣の巧妙化**、ネットショッピングの拡大に伴う**少量化・小口化**が挙げられる。
- ◆ 伝統的なブランド品のデッドコピー品だけでなく、電化製品・精密機械等の製造技術が求められる模倣品も増加。
- ◆ 大手ECサイトにおける模倣品対策が進む一方、**中小規模のECサイトの対応は必ずしも十分ではない状況**。

イヤホン（意匠権）



スニーカー（商標権）



財布（商標権）



運動用ユニフォーム（商標権）



ゲーム用操作器（意匠権）



出所：財務省ウェブサイト「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

## 【参考：コロナ禍の模倣品取締り】 上海税関が3M社の偽マスク8千枚摘発 ウガンダから輸入

上海税関がこのほど、広東東莞の貿易会社が輸入を申告していた高機能マスクに権利侵害の疑いがあるため、それを差し押さえ、立件して調査を行っていることを発表した。全国税関で輸入ルートにおける偽マスク摘発は初めてのケースである。

税関によると、当初、この広東省企業は「韓国製で、アフリカのウガンダから輸入されるスリーエム（3M）ブランドの高機能マスク」として、マスク8000枚の輸入を申告していた。しかし、税関が実施していた抜き取り検査で、貨物の包装には3Mのラベルが貼ってあったが、外観は3M社のオリジナル包装とは異なり、偽物の疑いが浮上した。権利者であるスリーエム社が鑑定したところ、全て権利侵害品であることが判明した。スリーエム社は直ちに税関に知的財産権保護申請を提出したという。**（後略）**

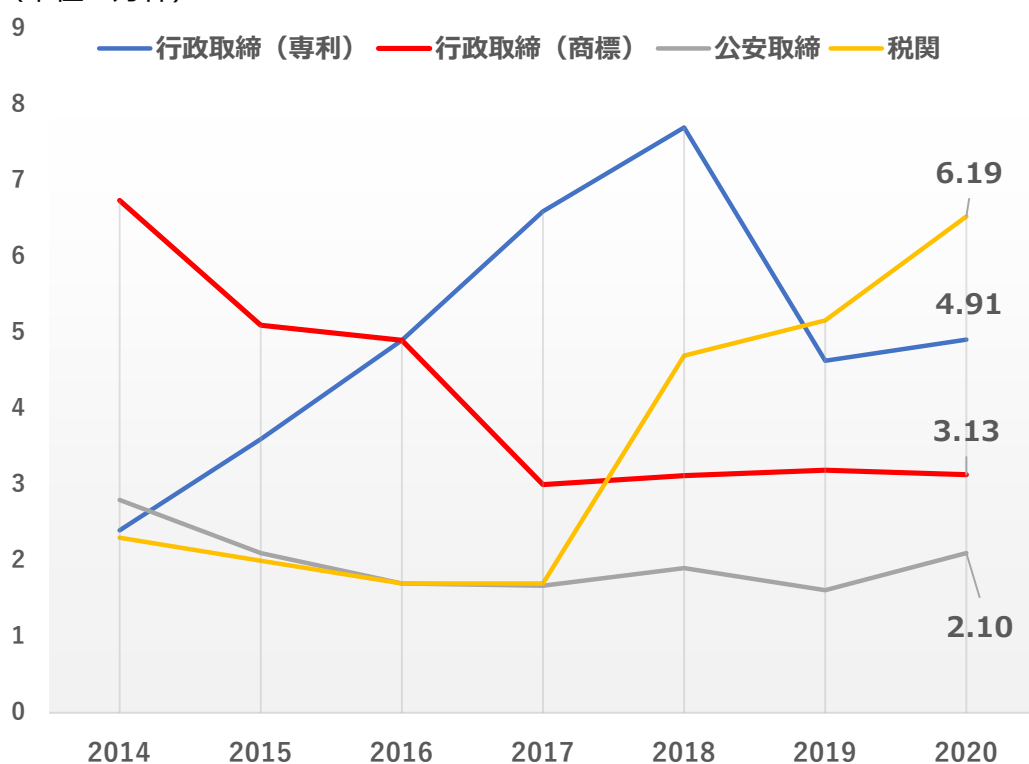
（出典：中国保護知識産権網 2020年3月17日） <http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202003/1949125.html>

# 中国における模倣品対策の概要と取締り状況

- ◆ 中国における模倣品関連の救済ルートは大きく分けて、①司法救済、②行政救済、③刑事救済の3種類。
- ◆ 行政取締りを実施する主な機関は市場監督管理局で、国境を跨ぐ取引の取締りは税関が担う。
- ◆ いずれの機関も中国において認められた権利（専利権、商標権、著作権等）に基づいて取締りを実施する

2020年 各機関の取締り状況

(単位=万件)



## 2020年の各機関の取締り状況

- ◆ 行政取締りの総数は前年比で2.8%微増。専利案件・商標案件ともに横ばい。
- ◆ 税関の取締り件数が3年連続で増加。直近の5年間で3倍以上になった。
- ◆ 公安における取締り件数は、前年比で30%増加。
- ◆ 中央政府主導で「鉄拳行動」(SAMR)、「龍騰行動」(税関)、「崑崙行動」(公安)等のキャンペーンを実施。地方の執行機関がこれに呼応する形で重点的な取締りを実施し、一定の成果を上げている。

(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」

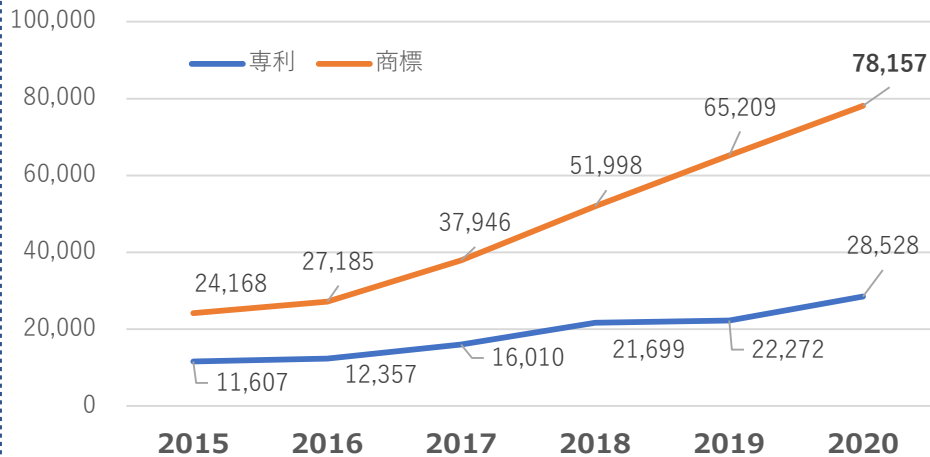
CNIPA「技術調査官による専利紛争事件行政裁決への参与に関する規定」  
(2021年5月10日公表)

- 専利等に関わる権利侵害紛争事件のうち、技術的な側面が強い行政裁決に技術調査官が参与できることを明記。

# 知的財産関連訴訟の動向

- ◆ 2020年に全国人民法院が受理・結審した知的財産関連案件について、民事及び行政第二審の受理件数を除き、**民事・行政・刑事の受理・結審件数ともに増加傾向を維持している。**
- ◆ 民事第一審受理案件の大半を著作権関連案件が占めるが、商標・専利関連案件も持続的に増加している。

民事第一審受理案件の推移（専利・商標）



【2020年における民事第一審新規受理案件の内訳】

- ・著作権 313,497件
- ・不正競争 4,723件
- ・商標 78,157件
- ・技術契約 3,277件
- ・専利 28,528件
- ・その他 15,144件

(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」

全国の人民法院の各種知的財産関連事件

		一審		二審		最高人民法院	
		受理	結審	受理	結審	受理	結審
民事	件数	443,326件	442,722件	42,975件	48,710件	3,470件	3,260件
	前年比	11.1%増	12.22%増	13.54%減	10.67%増	38.57%増	64.97%増
行政	件数	18,464件	17,942件	6,092件	6,183件	1,909件	1,735件
	前年比	14.44%増	0.02%増	16.5%減	4.05%増	79.08%増	96.26%増
刑事	件数	5,544件	5,520件	869件	854件		
	前年比	5.76%増	8.77%増	7.55%増	5.82%増		

(出所) 国家知識産権局「2020年中国知的財産権保護状況」

最高人民法院知識産権法廷の受理・結審件数

		受理	結審
		民事二審	件数 1,948件
	前年比	102%増	197%増
行政二審	件数	670件	494件
	前年比	178%増	248%増

※新規受理した外国、台湾、香港、マカオに関連する事件は前年比116%増の376件で、全体の12%を占める（内訳は民事二審事件が288件、行政事件が148件）。

(出所) 最高人民法院知識産権法廷 2020年 年次報告

# 知識産権法院の体系整備

- ◆ 海南自由貿易港知識産権法院が、全国第4番目の知識産権法院として新たに設立。人員配置は25人。
- ◆ 主な業務内容として、管轄地域の案件処理、海南自由貿易港の建設に係る司法サービスの提供など。
- ◆ 4名の専門家を技術調査官（種子、医薬、電子情報などの分野）として招聘するなど専門性を充実化。

- 知識産権法院（4か所）  
北京、上海、広州、海南（※）
- 中級法院に地域管轄を拡げた知識産権法廷（20か所）  
南京、蘇州、武漢、成都、合肥、福州、深圳、杭州、寧波、  
濟南、青島、西安、天津、長沙、鄭州、南昌、蘭州、長春、  
ウルムチ、海口
- インターネット法院（3か所）  
杭州(2017年8月)、北京、広州(2018年9月)

## （※）海南自由貿易港知識産権法院の管轄案件

- 海南省の専利、技術秘密、コンピュータソフトウェア、植物新品種、集積回路配置設計、著名商標認定及び独占禁止に係る紛争などに関連する専門性、技術性の強い第一審知的財産民事、行政案件。
- 前項規定以外の海南省の中級人民法院によって管轄する第一審知的財産民事、行政及び刑事案件。
- 海南省基層人民法院第一審知的財産民事、行政及び刑事判決、裁定における上訴、抗訴案件。
- 最高人民法院が当該法院によって管轄することを決定したその他案件。

（出所） <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-281491.html>

海南自由貿易港知識産権法院  
(2020年12月31日設立)



（出所）中国法院网  
<https://www.chinacourt.org/index.php/article/detail/2020/12/id/5688891.shtml>



# 損害賠償額の傾向と懲罰的損害賠償

- ◆ 平均損害賠償額は、北京の場合、専利全般は平均61万元前後、商標全般は平均41万元前後。その他の地域の裁判所については、北京よりも低い**全体として高額化の傾向にある**。
- ◆ 一方、外国企業関連の訴訟は、損害賠償金額は上昇傾向にあるといえる。

## 平均判決賠償金額（専利）（2019年）



（出典）北京裁判所

<https://mp.weixin.qq.com/s/PqxmXAnvzR1e622hQFI60Q>

（その他出典）データ統計用データベース「Alpha法律・判決データベース」  
2019年の専利侵害訴訟件数を対象として抽出

## 懲罰的損害賠償制度

- 通常、裁判所は、権利者の損失または侵害者の不当利得に基づき、賠償額を算定する。
- 懲罰的損害賠償制度は、侵害行為に悪意性があり、かつ、侵害が深刻な事件については、実際の損失等を超えて、懲罰的な賠償額を定めることができる制度。
- 2019年の商標法改正、2020年の専利法改正（2021年6月施行）により、商標及び専利の侵害事件においては、通常の賠償計算方法に基づき計算できた金額を基に、**情状に応じて1～5倍の懲罰的な賠償額を定めることができるようになる**。
- 現状、**判決文において明示的に懲罰的損害賠償を認めた判例は少ないが、知財権の保護強化を推し進める中国において、今後の動向に注目が集まっている**。

# 代表的法院における民事侵害訴訟の傾向

◆ 代表的法院（北京、上海、広州知識産権法院）において、2017年～2019年（3年間）に審理をした専利侵害案件（民事第一審）の訴訟傾向について分析（「中国裁判文书网」及び商用DBを利用。一部判決書が未公開の場合があり統計結果には非完全データを含みえる）。

• 北京知識産権法院	
✓ 専利民事第一審（2017～2019年）	約1400件
✓ 渉外案件（中国籍以外）	169件（第一審総数に対して約12%）
その中、外国企業が原告、被告、両方	163件、20件、14件
✓ 日本企業案件	45件（取下げ率約33%）
その中、日本企業が原告、被告	39件（支持率約55%）、6件
• 上海知識産権法院	
✓ 専利民事第一審（2017～2019年）	約1350件
✓ 渉外案件（中国籍以外）	165件（第一審総数に対して約12%）
その中、外国企業が原告、被告、両方	158件、7件、0件
✓ 日本企業案件	33件（取下げ率約18%）
その中、日本企業が原告、被告	33件（支持率約70%）、0件
• 広州知識産権法院	
✓ 専利民事第一審（2017～2019年）	約7800件
✓ 渉外案件（中国籍以外）	168件（第一審総数に対して約2.1%）
その中、外国企業が原告、被告、両方	165件、3件、0件
✓ 日本企業案件	35件（取下げ率約26%）
その中、日本企業が原告、被告	33件（支持率約90%）、2件

## 分析結果（訴訟傾向）

- 外国企業が関与する案件は、約2～12%程度。
- 日本企業が原告として関与する案件は、主要な位置を占める。
- 被告として巻き込まれる案件はまだ多くない。
- 訴訟結果（日本企業が原告）について、**支持・棄却全体における支持率は5割強～9割程度と広がり、各法院により差がある。**

（出所）ジェトロ調べ

1. はじめに
2. 中国の知的財産分野の動向
- 3. 中米合意が中国知財分野に与えた影響**
4. 改正専利法がもたらす変化
5. 第14次5カ年計画から見える今後の展開
6. 中国企業・大学の知財活動と対応政策
7. 中国香港特別行政区の知財動向

# 履行に向けた推進計画と具体的項目

- ◆ 中国政府の2025年までの知的財産保護目標は、「知的財産権保護の強化に関する意見」に表明する一方、中米対立を背景に「中米経済貿易協議（第一段階）」が新たに合意（2020年1月15日）。
- ◆ 2020～2021年推進計画に基づき、法改正、法解釈公表等により知的財産保護の強化策の履行を進める。

## 第13次5カ年計画等

知財権先進企業  
育成

産業の高度化

知財権投融资

## 知的財産権保護の 強化に関する意見

国際協力

協力連携体制

知財保護インフラ

## 中米経済貿易協議 (第一段階) 合意

知財制度の  
保護強化

技術移転

アイデア

2020～2021年「知的財産保護の強化に関する意見」の徹底実施の為の推進計画

<知的財産訴訟における  
司法執行と手続き>

<医薬品関連知的財産>

<特許>

<海賊版と模倣品の  
生産、輸出>

<技術移転>

<営業秘密及び企業秘密情報>

<地理的表示>

<ECサイトにおける  
海賊版と模倣品>

<悪意のある商標登録>

計画

実行



# 中米合意後に実施されたパブコメ（2020年公表（1））

- ◆ 2020年2月以降、中米経済貿易協議（第一段階）の履行の必要性もあり、**急速なペースで多くの知財関連文書（法律、弁法、条例、規定等）のパブコメが公表。**
- ◆ 在中国日系企業IPグループ（中国IPG）からも多数の意見提出を実施。

公表日	募集主体	募集内容	施行日
2/24	最高人民法院	知的財産権の司法保護の全面的強化に関する意見	4/15
3/15	最高人民法院	知識産権判決執行業務指南	12/10公表
3/15	最高人民法院	知的財産権関連判決執行業務実施計画	12/10公表
4/18	最高人民法院	専利の権利付与・権利確定に関わる行政事件の審理における若干の問題に関する最高人民法院の規定（一）	9/12
4/30	全人代	著作権法改正案（草案一次審議稿）	2021/6/1
6/10	最高人民法院	営業秘密侵害紛争の民事事件の審理における法適用の若干問題に関する解釈	9/12
6/10	最高人民法院	インターネットに係る知的財産権利侵害紛争における法適用の若干問題に関する回答	9/14
6/10	最高人民法院	電子商取引プラットフォームに係る知的財産権紛争の審理に関する指導意見	9/13公表
6/15	最高人民法院	知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干規定	11/18
6/15	最高人民法院	知的財産権権利侵害行動に対する制裁強度の強化に関する意見	9/15公表
6/17	最高人民法院・検察院	知財権侵害刑事事件の処置における具体的な法律応用に関する若干問題の解釈（三）	9/14

# 中米合意後に実施されたパブコメ（2020年公表（2））

公表日	募集主体	募集内容	施行日
6/22	国家市場監督管理総局	権利侵害模倣品廃棄処理業務の強化に関する意見	8/14公表
7/3	全人代	<b>専利法修正案（草案二次審議稿）</b>	<b>2021/6/1</b>
7/3	全人代	刑法修正案（十一）	2021/3/1
7/10	最高人民検察院、公安部	営業秘密侵害事件の立件・訴追基準改正に関する決定	9/18公表
8/5	最高人民法院	著作権及び著作隣接権の保護強化に関する意見	11/16公表
8/14	司法部	行政許可プロセスにおける営業秘密と機密ビジネス情報の保護強化に関する指導意見	
8/17	全人代	著作権法修正案（草案二次審議稿）	2021/6/1
9/4	国家市場監督管理総局	営業秘密保護規定	
9/14	国家医薬品监督管理局、 国家知識産権局	<b>医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）（意見募集稿）</b>	
9/30	国家知識産権局	<b>専利審査指南改正草案（第一次意見募集稿）</b>	<b>2021/1/15</b>
10/29	最高人民法院	<b>薬品発売審査承認に係る専利民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（意見募集稿）</b>	
11/13	国家知識産権局	<b>専利審査指南改正草案（第二次意見募集稿）</b>	
11/27	国家知識産権局	<b>専利法実施細則改正建議（意見募集稿）</b>	

# 中米合意後に実施されたパブコメ（2021年公表）

- ◆ 2021年に入り専利関係のパブコメが公表され、改正専利法、第14次5カ年計画の実施準備を進める。
- ◆ 一方、米国スペシャル301条報告書では依然として中国側の対応を不十分と結論付け、**バイデン政権下でも知的財産保護に対する厳しい見方に変化は窺われない。**

公表日	募集主体	募集内容	施行日
2021/1/21	最高人民法院	オンライン事件処理における若干問題に関する規定（意見募集稿）	
2021/2/9	国家知識産権局	医薬品専利紛争早期解決メカニズム行政裁決弁法（意見募集）	
2021/2/10	国家知識産権局	専利申請行為の規範化に関する弁法（意見募集稿）	2021/3/12
2021/3/2	国家知識産権局	重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法（意見募集稿）	
2021/3/3	最高人民法院	知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈	2021/3/3
2021/5/6	国家知識産権局	専利出願行為の規範化に関する若干の規定の改正草案（意見募集稿）	パブコメ中

## ■ 2021年版スペシャル301条報告書（2021年4月30日公表）

- ✓ 2020年1月の米中経済貿易協議を受けて、知的財産保護の改善に向けた施策が講じられたものの、**これらの施策は効果的な実施が求められることや必要な改革を網羅していない。**
- ✓ 訴訟差止命令（anti-suit injunction）に対する、特許権者が強い懸念を表示。

（出所）ジェトロ米国発 特許ニュース（2021年5月4日） [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Ipnews/us/2021/20210504.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2021/20210504.pdf)

1. はじめに
2. 中国の知的財産分野の動向
3. 中米合意が中国知財分野に与えた影響
- 4. 改正専利法がもたらす変化**
5. 第14次5カ年計画から見える今後の展開
6. 中国企業・大学の知財活動と対応政策
7. 中国香港特別行政区の知財動向

# 中国専利法の沿革

- ◆ 今回の改正は2008年第3回改正法が可決されてから12年の年月をかけて慎重に作業が進められた。
- ◆ 模倣品問題が依然として横たわる中、近年激しさを増す中米摩擦への対応を念頭に審議。
- ◆ 知財保護強化と共に、活用面へも踏み込んだバランス配慮型の法改正となった。



**2008年12月**

2012年8月

2015年12月

2019年1月

2020年7月

**2020年10月**

**第3回改正可決**

専利法改正案公表 (国家知識産権局)

専利法改正案 (送審稿) 公表 (国务院法制弁公室)

専利法改正案 (草案) 公表 (第1稿) (全人代)

専利法改正案 (草案) 公表 (第2稿) (全人代)

**第4回改正可決**



**12年!**

# 改正専利法の概要

- ◆ 改正法は内容面で3要素に分けることができ、権利保護強化に関する事項に多くの改正部分を含む。
- ◆ 施行日（2021年6月1日）前に、関連する専利法実施細則、専利審査指南が現在、改正作業中。（既に専利法実施細則、専利審査指南は意見募集稿が公表されている。）

## 権利保護強化

- (1) 部分意匠制度の新設（第2条）
- (2) 専利権濫用の禁止（第20条）
- (3) 専利権評価報告書の提示（第66条）
- (4) 行政機関の取締り（第68条、第69条）
- (5) 専利行政法執行の整備（第70条）
- (6) 侵害の損害賠償金額の引き上げ（第71条）
- (7) 文書提出命令（第71条）
- (8) 財産保全行為の明確化（第72条）
- (9) 専利侵害の訴訟時効の拡大（第74条）
- (10) 医薬品特許紛争早期解決メカニズムの新設（第76条）

## 専利権付与制度の改善に関する事項

- (1) 新規性喪失の例外規定の拡充（第24条）
- (2) 専利権の権利期間の変更（第42条）

## 専利の実施と運用の促進に関する事項

- (1) 職務発明規定の改正（第6条、第15条）
- (2) 専利開放許諾制度の新設（第50~52条）
- (3) 実施と活用についての政府機関に関する規定の新設（第48条）

# 懲罰的賠償制度

- ◆ 故意侵害であり情状が深刻である場合、算出金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することが可能。
- ◆ 侵害時における法定賠償額を100万元から500万元以下に、最低賠償額を1万元から3万元に引き上げ。
- ◆ 知的財産保護強化が進み、**模倣業者の再犯防止、抑制につながるメリット。**

法令	根拠条文	懲罰的賠償（倍率）	法定賠償額
民法典	1185条	他人の知的財産権を故意に侵害し、かつ情状が深刻な場合、 被侵害者は相応の懲罰的賠償を請求する権利を有する。	
専利法	71条	1倍以上5倍以下	3万元以上500万元以下
商標法	63条	1倍以上5倍以下	500万元以下
不正競争防止法	17条	1倍以上5倍以下	500万元以下
著作権法	54条	1倍以上5倍以下	500元以上500万元以下



# 懲罰的賠償制度と権利濫用防止のバランス

- ◆ 民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈を公表し、**懲罰的賠償制度の適用基準を明確化**。
- ◆ 一方、「**専利権濫用の禁止**」条項（専利法第20条）、「**国務院独占禁委員会による知的財産権分野に関する独占禁止ガイドライン**」（2019年1月4日施行、国家市場監督管理総局）によりバランスを図る。

## 知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈（2021年3月3日施行）

- 故意は、商標法、不正競争防止法に規定する悪意を含む。
- 故意の認定には、**客体の類型、権利状態、関連製品の知名度、被告と原告の利害関係等を考慮**。
- 初步的に故意認定できる事由は、①警告を受けたが権利侵害行為を継続、②被告等が原告等の法定代表者、管理者等、③被告が原告等と労働等の関係を有しかつ侵害された知財権に抵触したことがある、④被告が登録商標詐称行為など。
- 情状が深刻の認定には、**権利侵害の手段、回数、行為の継続期間、地理的範囲、規模、結果、侵害行為等を考慮**。
- 情状が深刻と認定できる事由は、①行政処罰又は判決後に同一又は類似の権利侵害行為を再び実施、②侵害を業としている、③証拠を偽造、毀損又は隠蔽、④保全裁定の履行を拒否、⑤侵害獲得利益又は権利者の損害が大きいなど。
- 懲罰賠償の倍数の確定には、**被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の情状の深刻さなどを考慮**。
- 人民法院は被告が有する帳簿、資料の提出を命じ、拒否又は虚偽の帳簿等を提出した場合、原告の主張及び証拠を参考に懲罰的賠償額の算定基数を確定。

（典型事例）

カーボポール(Carbopol)技術秘密侵害事件（最高人民法院）、**懲罰的賠償の上限5倍を適用**、賠償金額1.59億元。



# パテントリンケージ制度

- ◆ 中米合意を踏まえ導入。**新薬とジェネリック医薬品との間の早期紛争解決を目指す制度。**
- ◆ 米国Hatch-Waxman法と類似点を有するが、**具体的な手続きを定めた関連規定（意見募集稿）は現在、審議中。**
  - ✓ 医薬品専利紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）（意見募集稿）
  - ✓ 薬品発売審査承認に係る専利民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（意見募集稿）
  - ✓ 医薬品専利紛争早期解決メカニズム行政裁決弁法（意見募集稿）

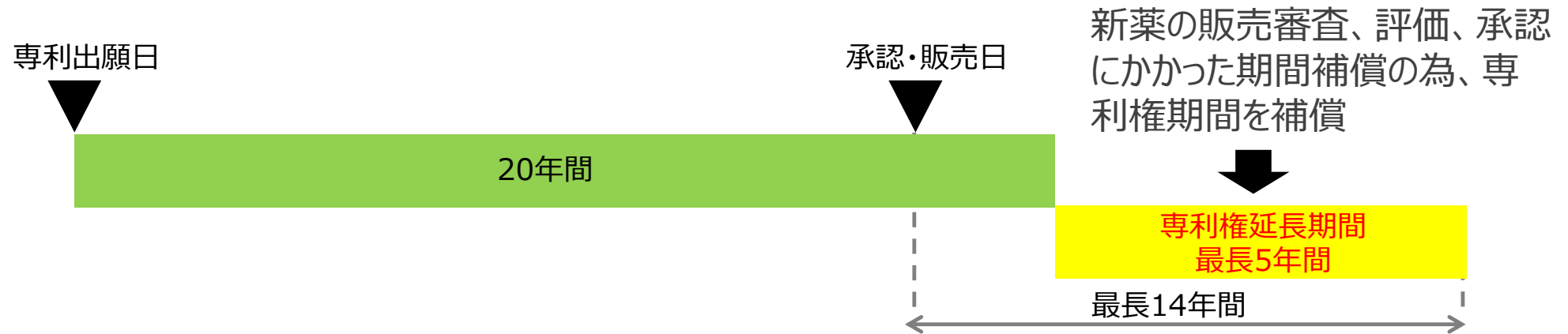
## 専利法第七十六条

- (A)** 薬品発売承認審査において、薬品発売許可申請者と関連専利権者又は利害関係者は、登録出願された薬品に係る専利権について紛争が生じた場合、**関連当事者は人民法院に提訴し、登録出願された薬品の関連技術方案が他人の薬品専利権の保護範囲に含まれているかどうかを判決するよう請求することができる。**
- (B)** 国務院薬品監督管理部門は規定された期限までに、人民法院による発効した判決により、**関連薬品の発売許可を一時中止するかどうかの決定を下すことができる。**
- (C)** 薬品発売許可申請者と関連専利権者又は利害関係者は、登録出願された薬品に係る専利権紛争について、**国務院専利行政部門に行政裁決を請求することもできる。**
- (D)** 国務院薬品監督管理部門は国務院専利行政部門と共同して、薬品発売の承認と薬品発売許可申請段階の専利権紛争解決の具体的な係合方法を制定し、国務院に報告して承認を得てから施行する。

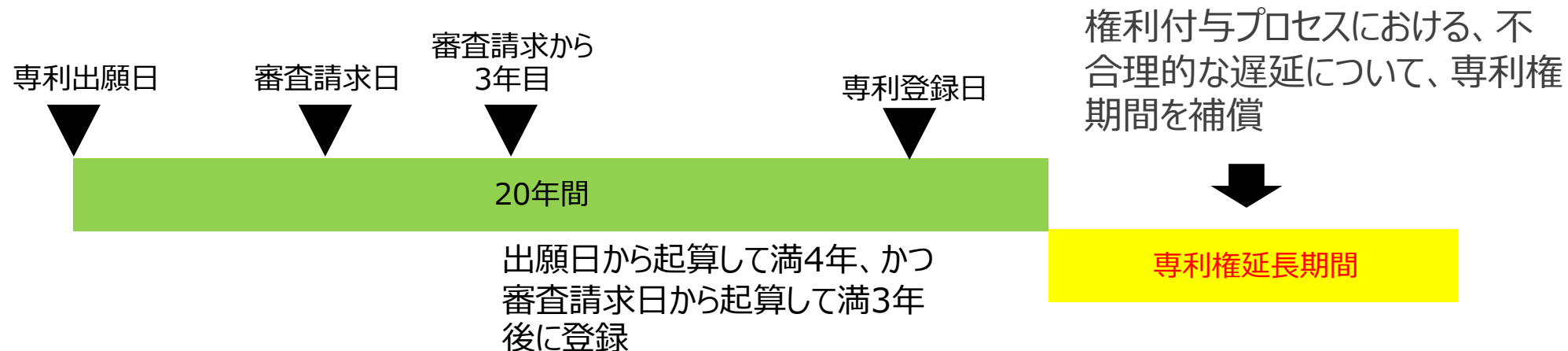
# 権利期間延長制度（1）

- ◆ 医薬関連発明の新薬の販売審査、評価、承認にかかった期間について、また、専利の権利付与プロセスにおける不合理な遅延について、専利権期間の補償（延長）を与える。

## 医薬関連発明



## 不合理な遅延



## 権利期間延長制度（2）

- ◆ 2020年11月27日、国家知識産権局（CNIPA）は専利法実施細則改正案を公表。  
（意見募集稿は現在、改正作業中）
- ◆ 期間補償に係る具体的な内容は、第85条の2～8に規定。

### 不合理な遅延

- 発明専利登録の期間補償（第85条の2及び3）
  - ✓ 期間補償の請求は、専利の権利付与公告日から3ヶ月以内にCNIPAに提出。
  - ✓ 実際の遅延日数に従って補償。
  - ✓ 出願人に起因する不合理な遅延状況は以下の通り。
    - （一） 指定された期限内に国務院専利行政部門から出された通知に回答しなかった場合
    - （二） 繰延審査を申請した場合
    - （三） 引用による補充である場合
    - （四） その他の場合

# 権利期間延長制度（3）

## 医薬関連発明

- 医薬品発明専利の期間補償（第85条の4乃至7）
  - ✓ 補償期間の計算方法は、登録申請の新薬が中国で販売許可を取得した日から専利出願日を差引き、更に5年を減ずる。
  - ✓ 薬品専利期限補償の期間内において、この専利の保護範囲は、国務院薬品監督管理部門が販売を許可した新薬に限られ、かつこの新薬の許可された適応症に限られる。
  - ✓ 期間補償の請求は、薬品販売許可申請が許可された日から3ヶ月以内にCNIPAに請求。
  - ✓ 請求時に、薬品とその専利が以下条件を満たす必要がある。
    - （一）一つの薬品に同時に複数の専利がある場合、専利権者はそのうちの一つの専利についてしか薬品専利期限補償を請求することができない。
    - （二）一つの専利が同時に複数の薬品に係る場合、一つの薬品に関してしかこの専利について薬品専利の期間補償を請求することができない。
    - （三）この専利がまだ薬品専利期間補償を受けたことがない。
    - （四）薬品専利期間補償を請求する専利の残余保護期間は6ヶ月を下回らない
  - ✓ 請求人は、CNIPAにこの期間補償決定の無効宣告を請求可能。
  - ✓ 請求人、専利権者は期間補償有効維持の決定や期間補償無効宣告の決定に不服があれば、人民法院に提訴可能。

# 執行力の強化

- (1) 行政機関の取締り（第68条、69条）
  - ✓ 専利詐称行為の厳罰化の為、違法所得の過料を4倍から5倍以下に引き上げ、違法所得がない又は違法所得が5万元以下の場合は過料を20万元以下から25万元以下に引き上げ。
  - ✓ 専利事業管理部門は専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理する際、**当事者の違法被疑行為の場所に立入検査が可能となるなど権限が拡大。**
- (2) 文書提出命令（第71条）
  - ✓ 専利権者が既に**立証に力を尽くした**にも関わらず、侵害行為に関する文書（帳簿、資料等）が**侵害者により保有**されている場合、人民法院は文書提出を命じることが可能。
- (3) 財産保全行為の明確化（第72条）
  - ✓ 他者が専利権侵害を行い、専利権行使が妨げられ、**合法的な権益が回復しがたい損害を受けることを裏付ける証拠がある場合**、提訴前に、専利権者は財産保全の実施、特定行為の命令又は特定行為の禁止に係る措置申請が可能。

- (1) **部分意匠制度**の新設 (第2条)
  - ✓ 製品における**特徴部分の意匠保護**に関する規定を追加。
- (2) 意匠について国内優先権制度の導入 (第29条)
  - ✓ 中国で最初に専利出願を提出した日から6か月以内に、同一主題について専利出願をする場合、優先権を享受できる。
- (3) 専利保護期限の延長 (第42条)
  - ✓ **意匠専利権の保護期間を15年に延長**。ハーグ協定への加盟条件を手当て。
- (4) 専利権評価報告書の提示 (第66条)
  - ✓ 専利権評価報告書を自発的に提出可能な者として、**専利権者、利害関係者又は被疑侵害者を新たに規定**。

1. はじめに
2. 中国の知的財産分野の動向
3. 中米合意が中国知財分野に与えた影響
4. 改正専利法がもたらす変化
- 5. 第14次5カ年計画から見える今後の展開**
6. 中国企業・大学の知財活動と対応政策
7. 中国香港特別行政区の知財動向

# 中国の発展ロードマップと第14次5カ年計画の概要

- ◆ 2021年は第14次5カ年計画（2021年～25年）初年度であり、2035年までの各計画が示される見込み。
- ◆ 本計画ではイノベーション関係に言及し、主要目標20指標の内、3つの指標が割り当てられる。
- ◆ **科学技術の自立自強の実現の為、R&D経費投入増加率、高価値発明専利保有件数が定められる。**

## 社会主義現代化強国の完成に向けたロードマップ

(出所) 国民経済社会発展第14次5カ年計画と2035年の長期目標の策定に関する中国共産党中央委員会の建議

年	2つの100年目標	各時点での目標等
2020年		2035年までの長期目標の原案が採択
2021年	党結党100周年	100周年までに、小康（ややゆとりのある）社会の全面的完成
2035年		社会主義現代化国家の基本的実現
2049年	建国100周年	社会主義現代化強国の完成（今世紀中葉）

## 第14次5カ年計画期間中における経済社会発展の主要目標（抜粋）

(注) 項目はジェトロが設定・分類した箇所あり。

(出所) 政府活動報告、国民経済・社会発展第14次5カ年計画と2035年長期目標綱要（案）

項目	主要目標	年	指標	2020年	2025年	年平均/累計
イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノベーションの核心的位置付けを堅持し、<b>科学技術の自立自強を国の発展の戦略的支えとする。</b></li> <li>基礎研究10カ年行動計画を策定・実施し、企業の技術イノベーション能力を高める。</li> <li><b>社会全体の研究開発費を年平均7%以上、その対GDP比が第13次5カ年計画期の実際値を上回るようにする。</b></li> </ul>	イノベーション駆動	R&D経費投入増加率 (%)			年平均7%以上、投入強度が「十三・五」期間の実施値を上回る
			1万人当たりの高価値発明専利保有件数	6.3	12	-
			デジタル経済コア産業増加値のGDP比 (%)	7.8	10	-



# 中国におけるトップリーダーの見解（知的財産分野）

## ■ 中共中央政治局における習総書記の講話（2020年11月30日）



（出所）求是（2021年3月号）

項目	主な内容
保護計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産分野に特化した第14次5カ年計画（「国家知的財産権保護及び運用計画」）、2035年までの長期計画（「知的財産権強国戦略要綱」）を作成</li> </ul>
法の支配	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する知的財産法（専利法、商標法、著作権法、独占禁止法等、科学技術進歩法等）の整備及び関連法の整合性を高める。</li> </ul>
大きな保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権の広範囲な保護形式（大保護）を確立する。</li> </ul>
制度的メカニズム	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>産業別、地域別の知的財産政策を実施する。</b>また、ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術等の新分野・新産業における知的財産権保護のルールを確立・改善する。</li> </ul>
国際的協力と競争	<ul style="list-style-type: none"> <li>WIPOの枠組みでグローバルな知的財産ガバナンスに参加し、また一帯一路沿線国との協力を深化する。</li> </ul>
国家安全保障	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>国家安全保障にかかわるコア技術の自主的研究開発と保護を強化。また域外適用を促進し、国境を越えた司法調整の仕組みを改善。</b></li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>偽造・権利侵害行為を断固取り締まり、<b>地方の保護主義を断固克服。</b></li> </ul>

## ■ CNIPA申局長による今後の知的財産政策に対する発言（習総書記の談話との重複部分は割愛）

2021年中国知的財産権保護八レベルフォーラム（2021年4月23日）

項目	主な内容
審査品質	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>知財権の品質・効率を高める。</b>具体的には、2021年末までに発明専利の審査期間を16.5カ月、高価値発明専利の審査期間を13.8カ月、商標登録の平均審査期間4か月以下に圧縮。</li> </ul>
同じ保護	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>国内外の平等な保護を推進し、中国国内の外国企業の合法的な知的財産権を厳格に保護（同保護）。</b></li> </ul>
専利転化	<ul style="list-style-type: none"> <li>専利転化特別計画を実施し、後補助方式のインセンティブを付与し、<b>大学、研究機関、中小企業の保有する専利技術の転化を促進。</b></li> </ul>

# 今後5年を予測すると・・・

- ◆ 科学技術の自立・自強を目指し、自助努力を前提に、開放政策により海外投資による技術水準向上を図る。
- ◆ 持続的な企業マネジメントに対して、知的財産による貢献度を高めることを目指す。
- ◆ 知的財産分野に特化した第14次5カ年計画、2035年までの長期計画が整備されるとより全体像が明確に。

## 2025年の達成イメージ

## 今後の展開

**品質向上**

**戦略的新興分野のR&D、連携、実用化の活性化  
高品質審査に資する審査インフラの整備**

**保護強化**

**外国企業にも魅力的な訴訟地として環境整備を加速  
半面、外国企業が被告となる案件の増加可能性**

**活用促進**

**知財を資産として意識的に活用（例：知財金融、売買）  
知財をマネジメントに利用することで企業発展へと転換**

1. はじめに
2. 中国の知的財産分野の動向
3. 中米合意が中国知財分野に与えた影響
4. 改正専利法がもたらす変化
5. 第14次5カ年計画から見える今後の展開
- 6. 中国企業・大学の知財活動と対応政策**
7. 中国香港特別行政区の知財動向

量から質へ



出願（権利化）重視から  
活用（実用化・収益化）重視へ

## 2015年【新情勢下における知的財産強国建設加速に関する国務院の若干意見】

### 四. 知的財産権の創造と活用の促進

#### 職務発明制度の整備

- ✓ 発明者の収益の比重を向上
- ✓ 国有企業傘下の研究機関への収益分配権の付与奨励

#### 知財権の取引（交易）プラットフォーム構築の強化

- ✓ 全国の知財権運営公共サービスプラットフォーム構築を加速
- ✓ 投資・融資一体型、投資・担保一体型、投資・債券一体型などの新たな取引モデルを整備
  - ・知財権に関する**投融資商品**を刷新
  - ・知財権の**証券化**を模索
  - ・知財権の**信用担保**システムを整備
- ✓ エンジェル投資、VC、プライベートファンドを誘導して対ハイテク分野投資を強化
- ✓ 会計原則の規定を細分化し、企業の知財権・知的資産の合理的な計算と管理を促進
- ✓ **大学等による知財権移転、実用化機構の構築・整備**を促進
- ✓ 知財権の創造と運営を試みるクラウドファンディング、クラウドソーシングのモデル構築を支援し、「インターネット＋知財権」の融和的な発展を促進

#### 専利実施許諾制度の革新の促進

- ✓ **実施許諾対象専利の一般への開示奨励**
- ✓ 専利の強制実施許諾の手続を整備
- ✓ 大学等の無償実施許諾による研究者/大学生の起業支援

#### 知財権集約型産業の育成

- ✓ 株式投資基金などの市場化された方式を活用
- ✓ 政府調達による知財権集約型製品の支援拡大
- ✓ 先進型製造業の**知財権のクラスター管理**を推進

#### 知財権の付加価値と国際的影響力の向上

- ✓ 企業による知財権を活用した海外株式投資を支援
- ✓ **国際標準**制定に参画し、知財権のある技術実用化を促進
- ✓ **ブランド価値**評価体系を確立、海外著名ブランド買収を奨励

#### 知財権情報の開発と利用の強化

- ✓ 特許情報資源の開放と共有、ビッグデータの活用能力を強化
- ✓ 財政資金支援PJの知財権情報開示制度を確立
- ✓ **上場企業の知的財産権情報開示制度**の実施を加速
- ✓ **専利実施許諾にかかわる情報の届出および公告制度**を整備

## 2020年10月専利法改正 専利の実施と運用の促進に関する事項

### (1) 専利開放許諾制度の新設

#### (中国版ライセンス・オブ・ライト)

- ✓ 専利権者が専利権の**実施を許諾する意志を表明**し、許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門がそれを**公告し、開放許諾**とする制度を新設（実用新案、意匠について開放許諾声明を行う場合、評価報告書の提供を義務化）（第50条）
- ✓ 開放許諾の「実施」期間中は、専利権者は専利維持費の**減免**を行うことを規定（第51条）
- ✓ 開放許諾に係る紛争は当事者間の協議を優先し、困難な場合、国務院専利行政部門の調停の他、人民法院にも提訴できることを規定（第52条）

### (2) 職務発明規定の改正

- ✓ 所属機関が、関連する**発明創造の実施と運用を促進**するために、法によりその職務発明の専利出願権及び専利権を処理することができる点を追加（第6条）
- ✓ 報酬規程に「国は、発明者又は考案者が合理的にイノベーションによる収益を共有できるよう、専利権を付与された機関が**株式、オプション、配当等**の方式を通じて財産権による激励を実施することを奨励する」ことを追加（第15条）

### (3) 実施と活用に関する政府機関に関する規定の新設

- ✓ 「国務院専利行政部門、地方人民政府の専利事業管理部門は、同級の関連部門と共同して措置を講じ、専利公共サービスを強化し、**専利の実施と活用を促進しなければならない。**」（第48条）

## キーワード

- 1) 海外展開
- 2) 大学知財の「転化」
- 3) 知財×金融
- 4) 知財マネジメント
- 5) 高価値専利（前述）



## 1) 海外展開

# 1) 海外展開 中国各都市とPCT出願

PCT 順位	地域クラスター名	国籍	PCT件数 (2019)	科学論文 出版数 (2019)	PCTの主な分野
1位	東京・横浜	日本	113,244件	143,822件	電機・部品・エネルギー9.7%、コンピュータ8.1%、光学5.9%
2位	深圳・香港・広州	中国	72,259件	118,600件	デジタル通信31.4%、コンピュータ15.7%、テレコミュニケーション6.3%
3位	ソウル	韓国	40,817件	140,806件	デジタル通信17.3%、コンピュータ9.9%、テレコミュニケーション6.8%
4位	サンノゼ・サンフランシスコ	米国	39,748件	89,974件	コンピュータ23.3%、デジタル通信11.4%、医療技術8.1%
5位	大阪・神戸・京都	日本	29,464件	67,514件	電機・部品・エネルギー12.9%、半導体6.3%、計測5.9%
6位	北京	中国	25,080件	241,637件	デジタル通信21.6%、コンピュータ18.9%、光学9.0%
7位	サンディエゴ	米国	19,665件	34,635件	デジタル通信31.9%、コンピュータ14.0%、AV技術6.4%
8位	名古屋	日本	19,327件	24,582件	電機・部品・エネルギー18.3%、交通14.9%、AV機器6.1%
9位	ボストン・ケンブリッジ	米国	15,458件	128,964件	製薬16.6%、バイオ13.2%、医療技術11.9%
10位	パリ	仏国	13,561件	93,003件	交通11.2%、有機化学6.4%、コンピュータ5.8%

出所：WIPO Patent Cooperation Treaty Yearly Review 2020  
WIPO GLOBAL INNOVATION INDEX 2020

# 1) 海外展開 中国の主要企業とPCT出願

順位 2020	企業名	国籍 (地域)	主な商品	PCT件数 2020	PCT件数 2019
1位	華為技術/Huawei	中国 (広東省深圳市)	通信機器・ソフトウェア	5464件	4411件
2位	サムスン電子	韓国	家電・通信機器・半導体	3093件	2334件
3位	三菱電機	日本	総合電機	2810件	2661件
4位	LG電子	韓国	家電・通信機器	2759件	1646件
5位	クアルコム	米国	通信・半導体	2173件	2127件
6位	エリクソン	スウェーデン	通信	1989件	1698件
7位	京東方/BOE	中国 (北京市)	ディスプレイ	1892件	1864件
8位	欧珀移動/OPPO	中国 (広東省東莞市)	通信機器	1801件	1927件
9位	ソニー	日本	総合電機	1793件	1566件
10位	パナソニック	日本	総合電機	1611件	1567件
16位	中興通迅/ZTE	中国 (広東省深圳市)	通信機器	1316件	1085件
17位	平安科技/PINGAN	中国 (広東省深圳市)	インターネット・サービス	1304件	1691件
21位	大疆創新/DJI	中国 (広東省深圳市)	ドローン・ジンバル	1073件	874件
23位	維沃移動/VIVO	中国 (広東省東莞市)	通信機器	955件	603件
24位	深圳華星光電/CSOT	中国 (広東省深圳市)	ディスプレイ	872件	654件
24位	武漢華星光電/CSOT	中国 (湖北省武漢市)	ディスプレイ	872件	506件
29位	阿里巴巴/Alibaba	中国 (浙江省杭州市) (ケイマン)	インターネット・サービス	770件	846件
32位	字節跳動/ByteDance	中国 (北京市)	インターネット・サービス	719件	70件
35位	惠科/HKC	中国 (広東省深圳市)	ディスプレイ	672件	467件
43位	珠海格力/Gree	中国 (広東省珠海市)	家電	562件	175件

# (参考) 中国の主要企業と中国特許出願 (登録)

順位 2020	企業名 ※中国企業のみ	地域	主な商品	登録 件数
1位	華為技術 /Huawei	広東省 深圳市	通信機器・ソフトウェア	6402件 (6371)
2位	国家電網 /SGCC	北京市	電気	4122件 (-)
3位	広東欧珀 /OPPO	広東省 東莞市	通信機器・ソフトウェア	3549件 (3588)
4位	中国石化 /Sinopec	北京市	石油・天然ガス・化学	2884件 (2853)
5位	京東方科技 /BOE	北京市	ディスプレイ	2842件 (2629)
6位	騰訊科技 /Tencent	広東省 深圳市	インターネット・サービス	2766件 (2767)
7位	珠海格力電器 /Gree	広東省 珠海市	家電	2647件 (2513)
8位	阿里巴巴 /Alibaba	浙江省 杭州市	インターネット・サービス	2090件 (2062)
9位	維沃移動 /VIVO	広東省 東莞市	通信機器・ソフトウェア	1687件 (1686)
10位	美的集團 /Media	広東省 佛山市	家電	1669件 (-)

順位 2020	企業名 ※中国企業のみ	地域	主な商品	登録 件数
11位	中興通訊 /ZTE	広東省 深圳市	通信機器・ソフトウェア	1472件 (1337)
12位	北京小米 /Xiaomi	北京市	通信機器・ソフトウェア	1320件 (1329)
13位	联想 /Lenovo	北京市	PC・通信機器	1173件 (1166)
14位	中国移動 /ChinaMobile	北京市	移動体通信	1024件 (-)
15位	中芯国際 /SMIC	上海市	半導体製造	977件 (-)
16位	比亞迪 /BYD	広東省 深圳市	自動車・電池	945件 (-)
17位	中国石油天然氣 /PetroChina	北京市	石油・天然ガス・化学	913件 (-)
18位	百度在線 /Baidu	北京市	インターネット・サービス	782件 (-)
19位	新華三 /H3C	北京市/ 杭州市	通信機器・ソフトウェア (紫光集団子会社)	671件 (-)
20位	蘇州浪潮 /Inspur	江蘇省 蘇州市	インターネット・サービス	666件 (-)

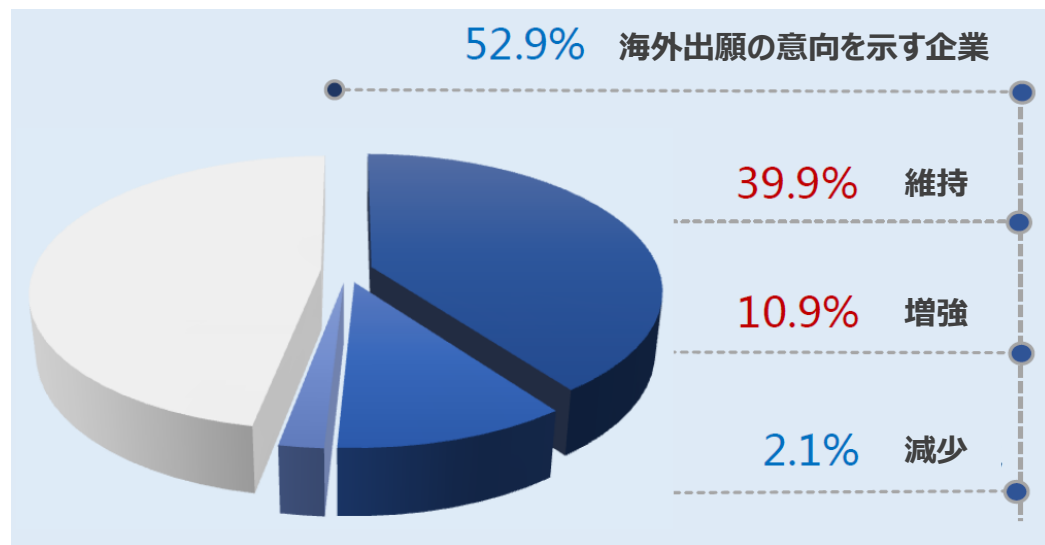
出所：IPRDaily  
注) 登録件数の括弧内はCNIPA年度報告公表値

# 1) 海外展開 中国政府の支援強化

- ✓ 「走出去」、「一帯一路」進展に伴い、中国企業が海外で知財紛争に遭遇する機会が増加
- ✓ 情報収集・提供、専門家支援、研修、広報、海外知財保険等により支援強化

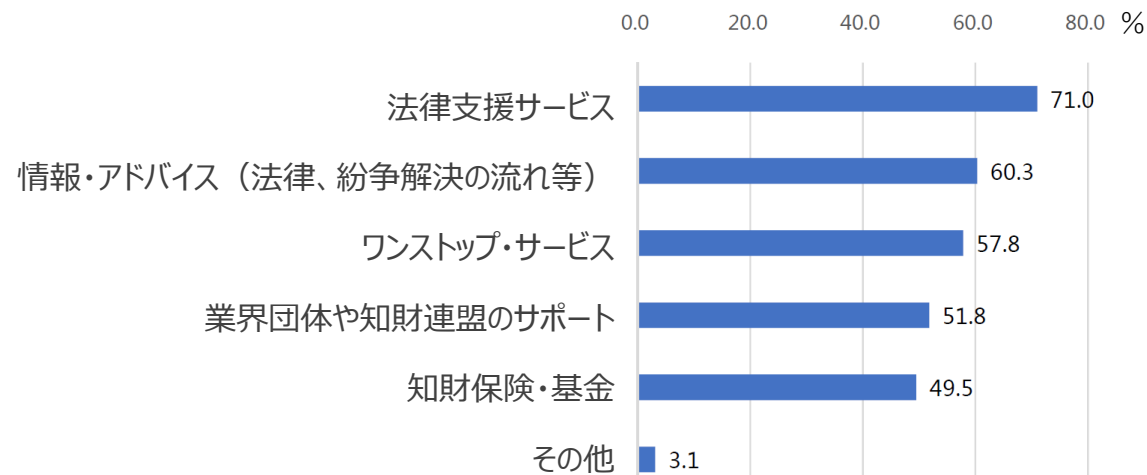
2019年7月 国家海外知財紛争対応指導センター設立  
2020年4月 地方支所10カ所を選定  
(北京、江蘇、浙江、安徽、湖北、広東、四川、上海浦東、寧波、深圳)  
2021年4月 地方支所12カ所を選定  
(上海、山東、河南、天津、南京、蘇州、台州、義烏、青島、武漢、長沙、佛山)

## 中国企業の海外権利化に関する意向



(出所) 2019年中国専利調査報告 (2020年3月、CNIPA)

## 中国企業が望む海外知財保護支援内容



(出所) 2020年中国専利調査報告 (2021年4月、CNIPA)

- 2008年から毎年実施
- 対象：2019年末で有効な専利権を有する企業、大学、研究機関のうち、100件以上の権利者全て、及びランダムでサンプリングした100件未満の権利者
- 有効回答数及び回収率：企業10896社(79.9%), 大学740校(87.1%), 研究機関383機関(73.7%), 合計15005者(80.1%)

# 1) 海外展開 標準必須特許のガイドライン整備

- ✓ 通信系を中心に、国内外で中国企業が標準必須特許紛争の当事者になるケースが増加
- ✓ 国を挙げて標準策定と標準必須特許の構築に注力、5GではSEP宣言が増加
- ✓ 司法では、ガイドラインの整備が進む（改正専利法にも濫用を盛り込み）

## 【各種ガイドライン・レポートの策定状況】

- 2015年 知財権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定（工商局）
- 2017年 専利権侵害判定ガイドライン（北京高級法院）
- 2018年 SEP紛争事件審理に関するガイドライン（試行）（広東高級法院）
- 2018年 深圳市知財保護条例（草案）※策定時にはSEP箇所全削除
- 2019年 知財権分野に関する独占禁止法ガイドライン（国務院独禁委員会）**
- 2020年 SEP訴訟における法的問題と対策に関する調査報告書（北京高級法院）**
- 2021年 SEP禁訴令に関する最高人民法院の見解（後述）**
- 2021年 工信部 中国信息通信研究院「5G+産業SEP発展動向」

## 第27条 SEPに係る特殊な問題

支配的地位、競争排除・制限行為の考慮要素を列記。  
例：交渉過程の行動・意思表示、ライセンス条件、訴訟提起による交渉や市場競争・消費者への影響等

1. 基本的な問題（FRANDの法的属性など）
2. 差止命令の救済
3. ライセンス料の問題
4. 支配的地位の濫用
5. 国境を越えたSEP訴訟における管轄権紛争

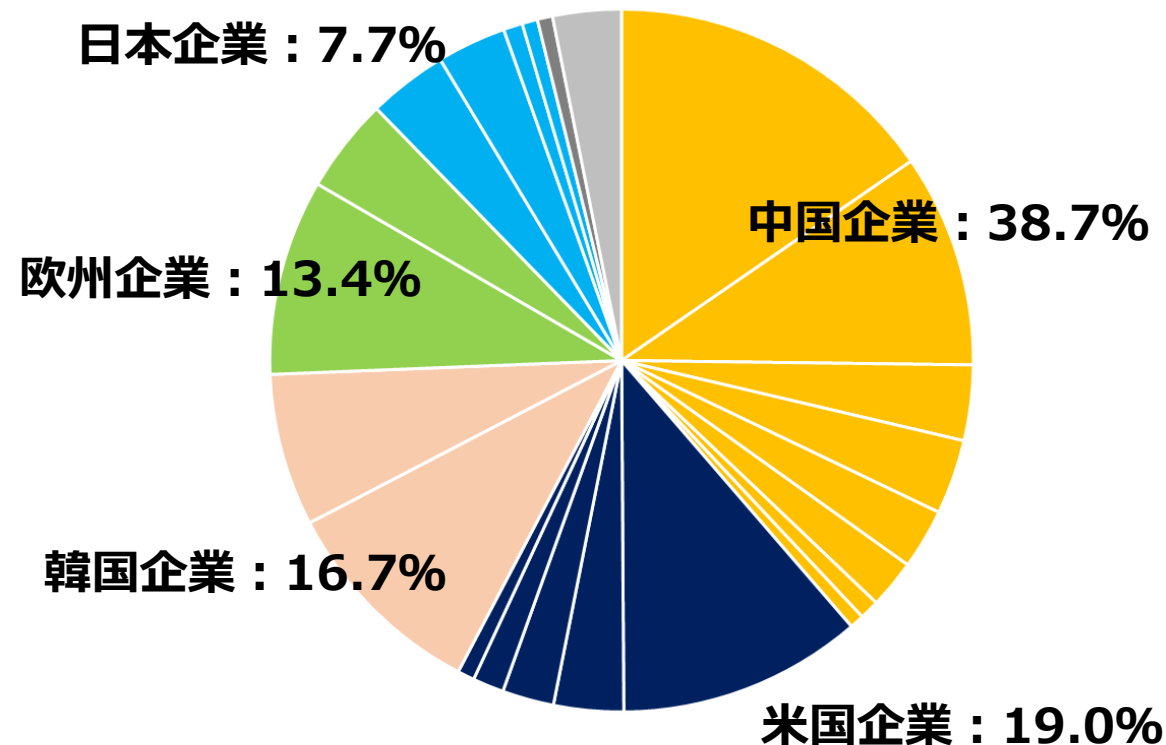
について、国内外の司法判断や中国の各法院のガイドラインなどを引用しながら考え方を提示

5.では英国判決(Unwired Planet/Conversant v. Huawei/ZTE)のグローバルライセンスの判断を**強く非難**

# 1) 海外展開 5Gの標準必須特許

	出願人	地域	件数割合
1	華為/Huawei	中	15.39%
2	クアルコム	米	11.24%
3	中興通迅/ZTE	中	9.81%
4	サムスン電子	韓	9.67%
5	ノキア	欧	9.01%
6	LG電子	韓	7.01%
7	エリクソン	欧	4.35%
8	シャープ	日	3.65%
9	欧珀移動/OPPO	中	3.47%
10	電信科技研究院/CATT	中	3.44%
11	アップル	米	3.21%
12	NTTドコモ	日	3.18%
13	小米/Xiaomi	中	2.77%
14	インテル	米	2.37%
15	維沃移動/VIVO	中	2.23%
16	インターデジタル	米	1.43%
17	联想/Lenovo	中	0.90%
18	NTT	日	0.88%
19	モトローラ	米	0.78%
20	NEC	日	0.71%
21	メディアテック	中台	0.70%
22	上海朗帛/Langbo	中	0.65%

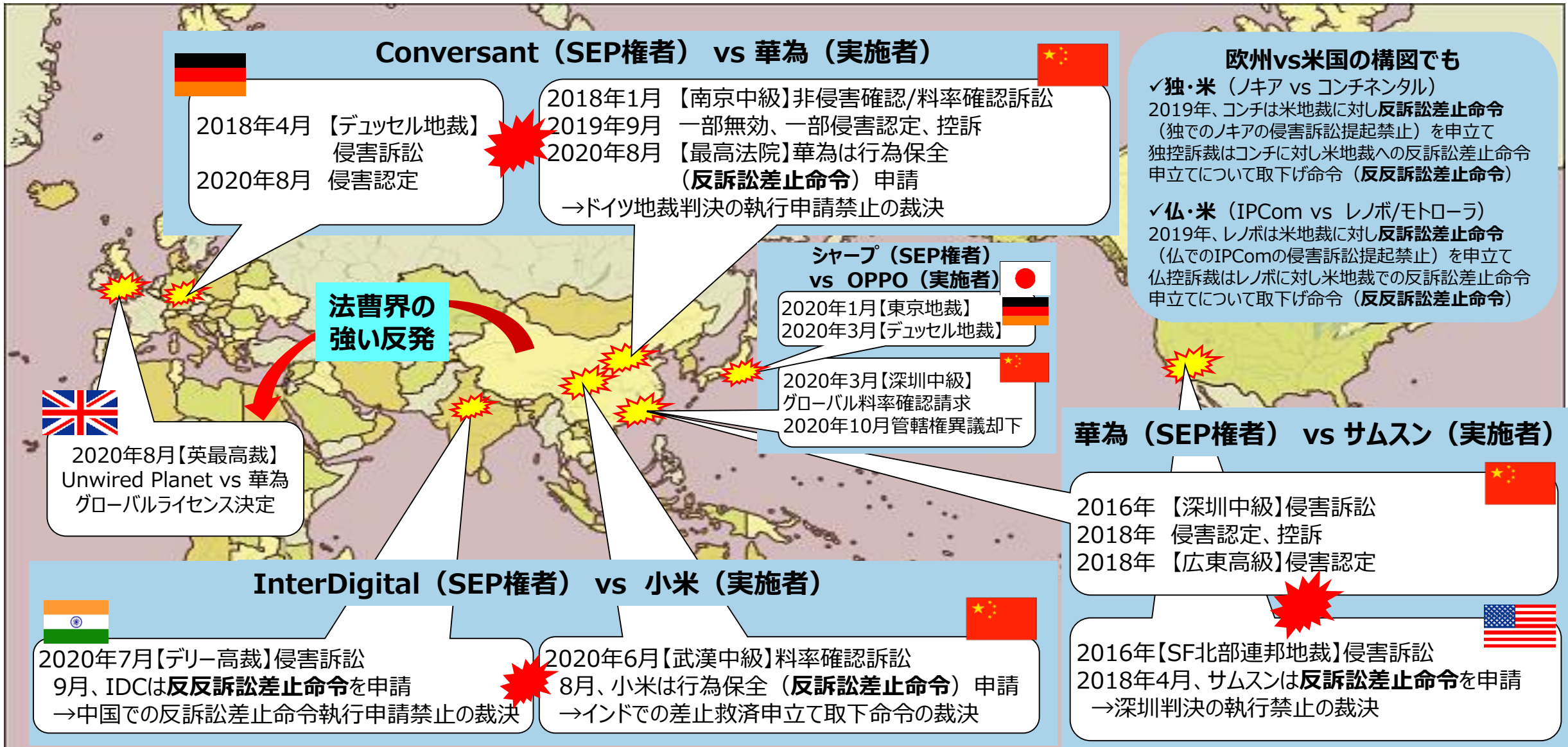
5GのSEP宣言パテントファミリー数の割合  
(IPlytics 2021年2月)



出所：IPlytics Who is leading the 5G patent race? 2021年2月



# 1) 海外展開 標準必須特許 管轄権争いへ



# 1) 海外展開 標準必須特許と禁訴令

2021年2月

最高法院、華為 vs Conversantの「禁訴令」判決（2020年8月）を2020年10大典型事例に

## 最高法院の公式見解

### 禁訴令を発した理由

- ① フォーラム・ショッピングや悪意ある訴訟の防止・**国家の司法主権の保護、中国訴訟当事者への法的武器の付与**
- ② 国際紛争の**管轄権とルール・メイキングの主導権争い**
- ③ 法的根拠がある（中国民訴法第100条の行為保全制度）

### ポイント

- ① C社が仮執行を申請するとH社は独市場撤退か中国判決よりはるかに高いライセンス料受諾の二択しかなく、**事後救済が困難**
- ② **国際礼讓の原則として、司法主権、安全保障、及び核心的利益を保護しつつ、相手国の国益に配慮（ドイツ訴訟審理に影響を与えない）**
- ③ 一日当たりペナルティ措置1日100万元は損益バランスから

### 公式見解と同時に発表された有識者論評

- ✓ 企業が訴訟を提起する国の**市場が大きく資産が多いほど、その国の裁判所が発する禁訴令の威力が高まる**
- ✓ 将来的に、中国の裁判所は、禁訴令やグローバル料率（の判断）、さらには反禁訴令等が**常態化**し、国際司法秩序の協調と保護により深く関与する可能性がある

### 2021年1月「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法」（商務部）

第1条「…**国家主権、安全保障及び発展の利益を保護し、中国国民、法人、または他の組織の正当な権利および利益を保護する**…」

## 2) 大学知財の「転化」

## 2) 大学知財の転化 中国の主要大学と特許出願

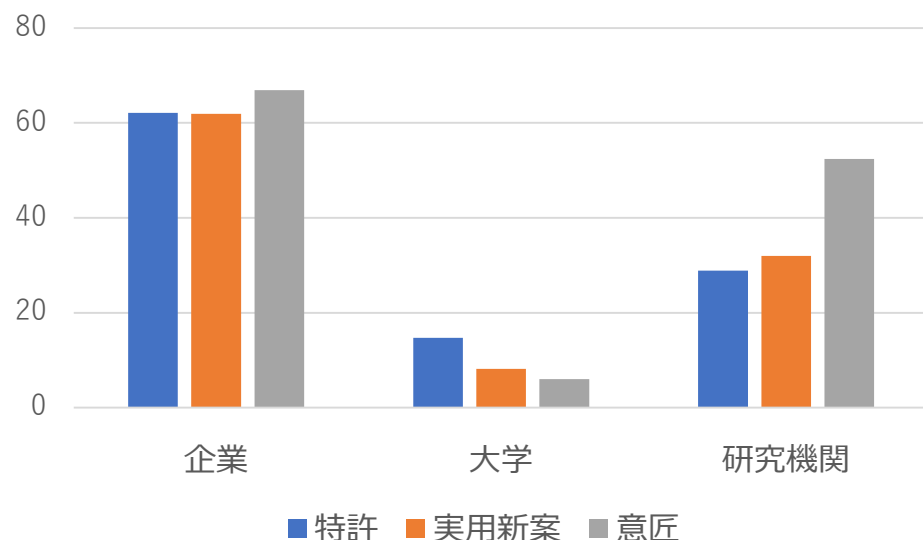
順位 2020	大学名	国籍（地域）	PCT 件数 2020	PCT 件数 2019
1位	カリフォルニア大学群	米国	559件	470件
2位	MIT	米国	269件	230件
3位	深圳大学	中国（広東省深圳市）	252件	247件
4位	清華大学	中国（北京市）	231件	265件
5位	浙江大学	中国（浙江省杭州市）	209件	69件
6位	テキサス大学群	米国	184件	161件
7位	大連理工大学	中国（遼寧省大連市）	159件	141件
8位	華南理工大学	中国（広東省広州市）	157件	165件
9位	スタンフォード大学	米国	154件	132件
10位	東京大学	日本	149件	119件
11位	中国鋁業大学	中国（江蘇省徐州市）	148件	100件
13位	東北大学（中国）	中国（遼寧省瀋陽市）	132件	68件
14位	江南大学	中国（江蘇省無錫市）	131件	118件
16位	東南大学	中国（江蘇省南京市）	125件	89件
21位	山東科技大学	中国（山東省青島市）	111件	64件
25位	天津大学	中国（天津市）	104件	46件
30位	北京大学	中国（北京市）	90件	75件
34位	山東大学	中国（山東省済南市）	80件	71件
43位	青島理工大学	中国（山東省青島市）	69件	14件
45位	武夷学院	中国（福建省武夷山市）	65件	16件

順位 2019	出願人（登録者）名	地域	中国特許 登録件数 2019
1位	浙江大学	浙江省杭州市	2203件
2位	清華大学	北京市	1726件
3位	東南大学	江蘇省南京市	1619件
4位	華中科技大学	湖北省武漢市	1578件
5位	電子科技大学	四川省成都市	1500件
6位	西安電子科技大学	陝西省西安市	1446件
7位	華南理工大学	広東省広州市	1386件
8位	西安交通大学	陝西省西安市	1317件
9位	ハルビン工業大学	黒竜江省ハルビン市	1287件
10位	北京航空航天大学	北京市	1264件
11位	中南大学	湖南省長沙市	1262件
12位	山東大学	山東省済南市	1163件
13位	天津大学	天津市	1096件
14位	上海交通大学	上海市	1080件
15位	大連理工大学	遼寧省大連市	1053件
16位	江蘇大学	江蘇省鎮江市	998件
17位	江南大学	江蘇省無錫市	992件
18位	吉林大学	吉林省長春市	968件
19位	武漢理工大学	湖北省武漢市	959件
20位	南京航空航天大学	江蘇省南京市	897件

## 2) 大学知財の転化 権益分配

- ✓ 中国では大学の権利 = 国有資産であり使い勝手が悪い
- ✓ 研究者に収益インセンティブを与えることで、**研究者**による創業やライセンス先探索などの商業化努力を促す

権利者属性別・専利権別の実施率 (%)



実施：専利法第11条に基づき、特許製品の製造、使用、販売、輸入、ライセンス、特許の株式への評価、他者への譲渡などを含む

(出所) 2020年中国専利調査報告 (2021年4月、CNIPA)

### 2021年3月 十四五綱要

#### 第二篇 イノベーション主導の発展

#### 第6章 才能のイノベーション力を刺激

##### 第2節 才能の奨励によるより良いパフォーマンスの発揮

…知識の価値を高めることを志向した分配政策を実施し、科学研究者の発明の成果に関する権利と利益を共有する仕組みを改善し、科学技術成果の**所有権や長期使用権を科学研究者に付与する可能性を探り**、科学研究者の間での収益分配の割合を高める。

#### 第7章 科技イノベーションのための制度的メカニズムの改善

##### 第1節 科学技術管理システムの改革の深化

…国有の知的財産権の**帰属と権利・利益の分配**のメカニズムを改革し、科学研究機関や高等教育機関の知的財産権の処理における**自主権を拡大**する。



## 2) 大学知財の転化 権益分配

2020年2月

### 大学の専利品質向上及び移転活用促進に関する若干の意見

教育部、CNIPA、科技部

#### <問題意識>

- ✓ 「数量重視、品質軽視」、「出願重視、実施軽視」  
→ **品質優先を堅持、実用化を進める政策を強化**

#### <主な措置>

- ✓ 大学と発明者の**権利の持分分割**、応分のコスト負担推奨
- ✓ 通常実施権奨励、**三年間未実施の権利はライセンス開放**
- ✓ 人材評価・採用における特許品質及び実用化指標の重視
- ✓ **出願に対する資金補助の停止・権利化奨励の大幅削減**
- ✓ 実用化収益比率など「**後補助**」方式による奨励
- ✓ R&Dでの知財情報活用、出願前評価システム確立など

2020年5月

### 研究者への職務科技成果の所有権又は長期的使用権の付与に関する試行実施方案

科技部、発改委、教育部、工業和信息化部、財政部、人力資源社会保障部、商務部、CNIPA、中科院

- ✓ 研究者への**所有権の付与**（所属組織と共同所有）
- ✓ 研究者への**長期使用権の付与**（10年以上）

2021年4月

### 科学研究機関における知財権の高品質発展推進に関する指導意見

CNIPA、中科院、工程院、科技協会

- ✓ **専利導航指南**（後述）で高価値専利ポートフォリオ育成
- ✓ **パテントプール形成**推奨、三年未実施の権利の扱い
- ✓ **海外出願奨励**、国家安全保障に係る技術保護
- ✓ **費用分担明確化、研究者分の財政資金使用不可**
- ✓ 専利移転・実施状況の公表
- ✓ 単純に、出願・権利化件数を評価しない

## 2) 大学知財の転化 大学×中小企業

### 2021年3月 中小企業の創新発展を促進するための専利転化特別計画の実施に関する通知

財政部・CNIPA

- ✓ 三年間のプロジェクト、**地方政府**を対象に奨励
- ✓ 選ばれた地方政府に対してまず5000万元、実績次第で追加5000万元の**計1億元**を提供
- ✓ **大学・研究機関を「知財の供給側」、中小企業を「知財の需要側」と明確に位置づけ**

#### 【課題】

- 大学等 : 専利導航分析が不足し市場に適合していない
- 中小企業 : ニーズの公開を望まずマッチングチャネルが少ない 等

#### 【手段の例示】

- ・ライセンス料の「**後納付**」で中小企業の専利技術利用のハードルを下げる
- ・プラットフォームによる専利技術情報の公開、マッチング支援、「**開放許諾**」(料金などの事前公開)の奨励
- ・地方政府の補助金政策の見直し

#### CNIPAの地方政府向け支援

- 譲渡・許諾・質権設定等の情報収集・提供 (異常データなど)
- 関連製品への番号・標識付与
- 資金提供 (上記)

#### 【成果指標】

1. 中小企業が受け取る譲渡、ライセンス等の専利件数、成約金額、成長率等
2. 大学から移転される譲渡、ライセンス等の専利件数、成約金額、成長率等
3. 支援を受けた中小企業の数と営業利益・就業人数の増加率
4. 中小企業の専利製品リストと関連専利実施状況
5. 専利担保融資金額と増加率、プロジェクト数と増加率



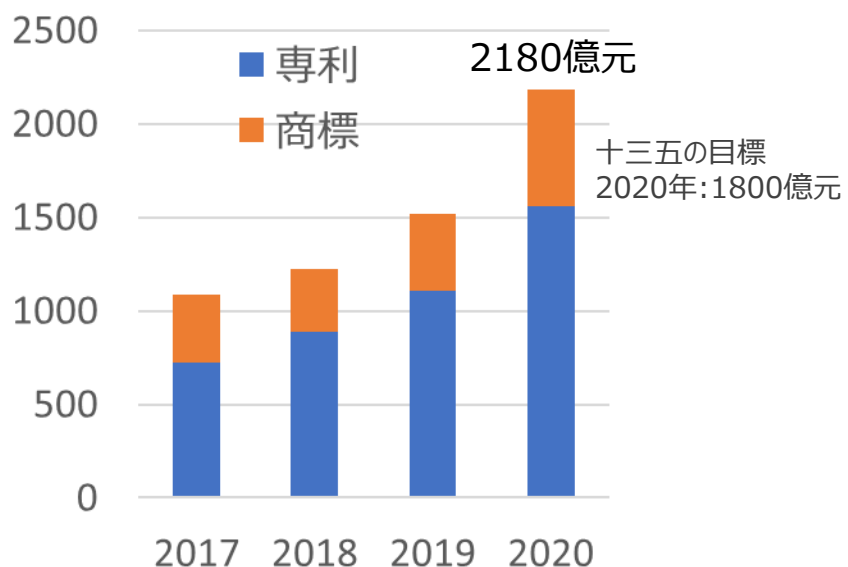
## 3) 知財×金融

### 3) 知財×金融 知財担保融資

- ✓ 価値評価の専門機関や保険会社を取り込みリスクを分散
- ✓ COVID-19関連での企業支援にも活用  
2020年2月【知財活用促進による疫情防止制御戦勝利のための支援に関する通知】
- ✓ 質権登記のオンライン化などが進む
- ✓ 地方政府（浙江、広東、山東等）主導であり、銀行・保険は消極的との声も

十四五綱要 第二篇 第5章 第3節  
金融機関が知財担保融資や科学技術  
保険などの科技金融商品の開発を奨励

#### 知財担保融資の実績（億元）



#### 広東省の例

- ✓ 「政府、銀行、保険会社、評価会社」でリスクを配分  
(例) 広東省中山市 54:26:16:4
- ✓ リスク補償基金、利子補給
- ✓ 銀行と知財サービス会社共同での融資商品開発  
(例) 建設銀行の三環專利快貸

#### 北京市（中関村他）の例

- ✓ 智融宝：「純」知財担保融資商品
- ✓ 評価会社・保証機関・銀行・投資機関・技術交易所が連携
- ✓ 公的機関と保険会社が契約
- ✓ リスク補償基金、利子補給

(出所) ジェトロ調べ

# 3) 知財×金融 知財担保融資

- 1996年 専利権質権設定登記管理弁法
- 2006年 北京、上海、武漢、広州等について知財担保融資の試行地域に指定
- 2010年 「知財担保融資と評価管理の強化による中小企業発展支援の通知」(SIPO)
- 2013年 「商業銀行の知財権担保融資貸付業務の指導意見」(銀监会、CNIPA、版權局、工商局)
- 2015年 「知財強国建設若干意見」(前述)、「知財金融サービス業務の更なる推進に関する意見」(SIPO)
- 2019年 「**知財権担保融資業務の更なる強化に関する通知**」(銀监会、CNIPA、版權局)

## 1. 知財担保融資サービスシステムの最適化

- ✓ 銀行・保険機関は知財担保融資を重視し、イノベーション型(科技型)大手商業銀行等は、知財担保融資事業の方針を策定し、担当部門を設置
- ✓ 商業銀行に対して、貸付件数および貸付額を年々増加するよう奨励
- ✓ 知財担保融資の特性に適したリスク評価、信用審査、金利設定システムを確立

## 2. 知財担保融資サービスのイノベーション強化

- ✓ 特許、商標、著作権等複数の知財の総合的価値評価による、企業のイノベーション能力・ブランド価値評価システムを確立
- ✓ クラウドコンピューティング、ビッグデータ等の新技術の利用による資金調達モデルの開発を支援

## 3. 知財担保融資のリスク管理の健全化

- ✓ 知財担保融資に特化した人材育成、知財資産評価機関のリスト作成・連携を奨励
- ✓ 知財担保融資の不良率が貸出の同比率を上回る割合が3%以内であれば審査で減点しない
- ✓ 知財担保融資に関する保証保険事業を実施するよう保険機関に奨励

## 4. 知財担保融資・保険業務の改善

- ✓ 知財資産評価機関、専門家、知財担保融資事業のDB確立、知財評価の標準化を促進
- ✓ 質権の行使により商業銀行が取得した知財権は手続きにより、維持費を減額または免除

### 3) 知財×金融 知財証券化

- ✓ 複数企業の知財権（ライセンス権・融資債権等）に基づくキャッシュフローを基礎資産として証券を発行
- ✓ 米国・日本等の経験を研究（Bowie Bonds、Yale大学、スカラ社等）
- ✓ 著作権から専利権へ
- ✓ **広東省**で盛ん、今後は自由貿易試験区（海南・雄安新区等）に展開

- 2015年12月 【知財強国建設若干意見】で「模索」に言及
- 2017年9月 【国家技術移転体系建設方案】で「試行」に言及
- 2018年 【2018年知財強国建設推進計画】で初言及
- 2019年以降 各種政策文書・地方条例で具体的に言及

- 例) 2019年 粵港澳大湾区発展計画綱要  
 2019年 2019年知財強国建設推進計画（自貿区に言及）  
 2020年 国家科技成果転化モデル地区建設発展加速に関する通知  
 2020年 自貿区第六次改革試点経験複製推進拡大に関する通知  
 2020年 深圳市科技イノベーション条例  
 2020年 広東省知財権証券化青書 等

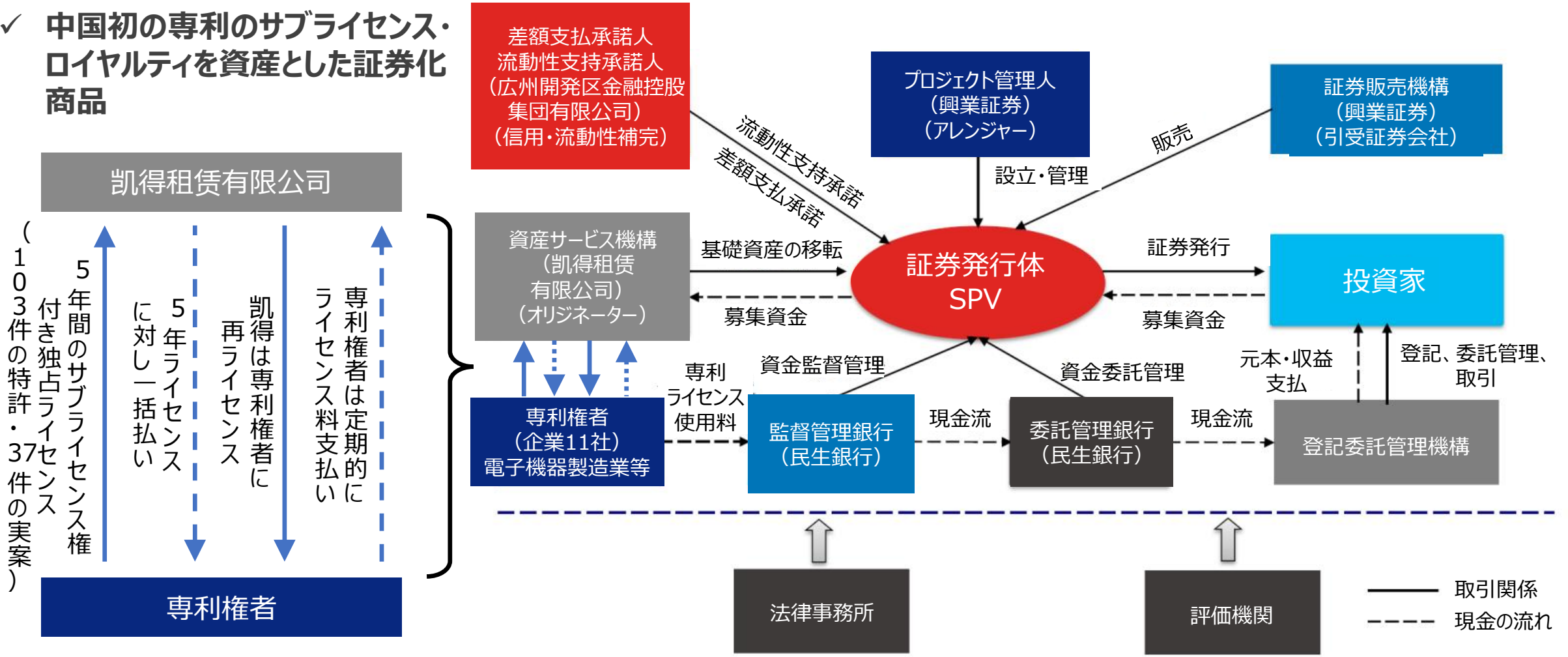
認可・設立年月	取引所	プロジェクト名	権利	発行額
2018年12月	上交所	奇芸世紀知財権サプライチェーン金融ABS	著作権	4.7億元
2018年12月	深交所	第一創業-文科租賃1期ABS	商標権、著作権等	7.33億元
2019年9月	深交所	<b>興業円融-広州開発区専利許可ABS</b>	専利権	3.01億元
2019年11月	深交所	<b>平安証券-高新投知財権1-10号ABS</b>	専利権	1.24億元
2019年12月	上交所	浦東科創1-2期知財権ABS	専利権	1.05億元
2020年3月	深交所	南山区-中山証券-高新投知財権1-3期ABS(防疫,5G)	専利権	9.75億元
2020年7月	深交所	坪山区-南方中心-長江1-10期知財権ABS(生物医薬)	専利権	1期1億元
2020年8月	深交所	中信証券-広州開発区新一代情報技術 <b>専利許可</b> ABS	専利権	2.31億元
2020年8月	深交所	粵開-広州開発区金控-生物医薬 <b>専利許可</b> 1-5期ABS	専利権	2.03億元

ABS : 資産担保証券 (Asset Backed Security) 上記ABSの箇所には「資産支持専項計画」が入る

# 3) 知財×金融 知財証券化の例

## 興業円融-広州開発区專利許可ABSの例

- ✓ 中国初の専利のサブライセンス・ロイヤルティを資産とした証券化商品

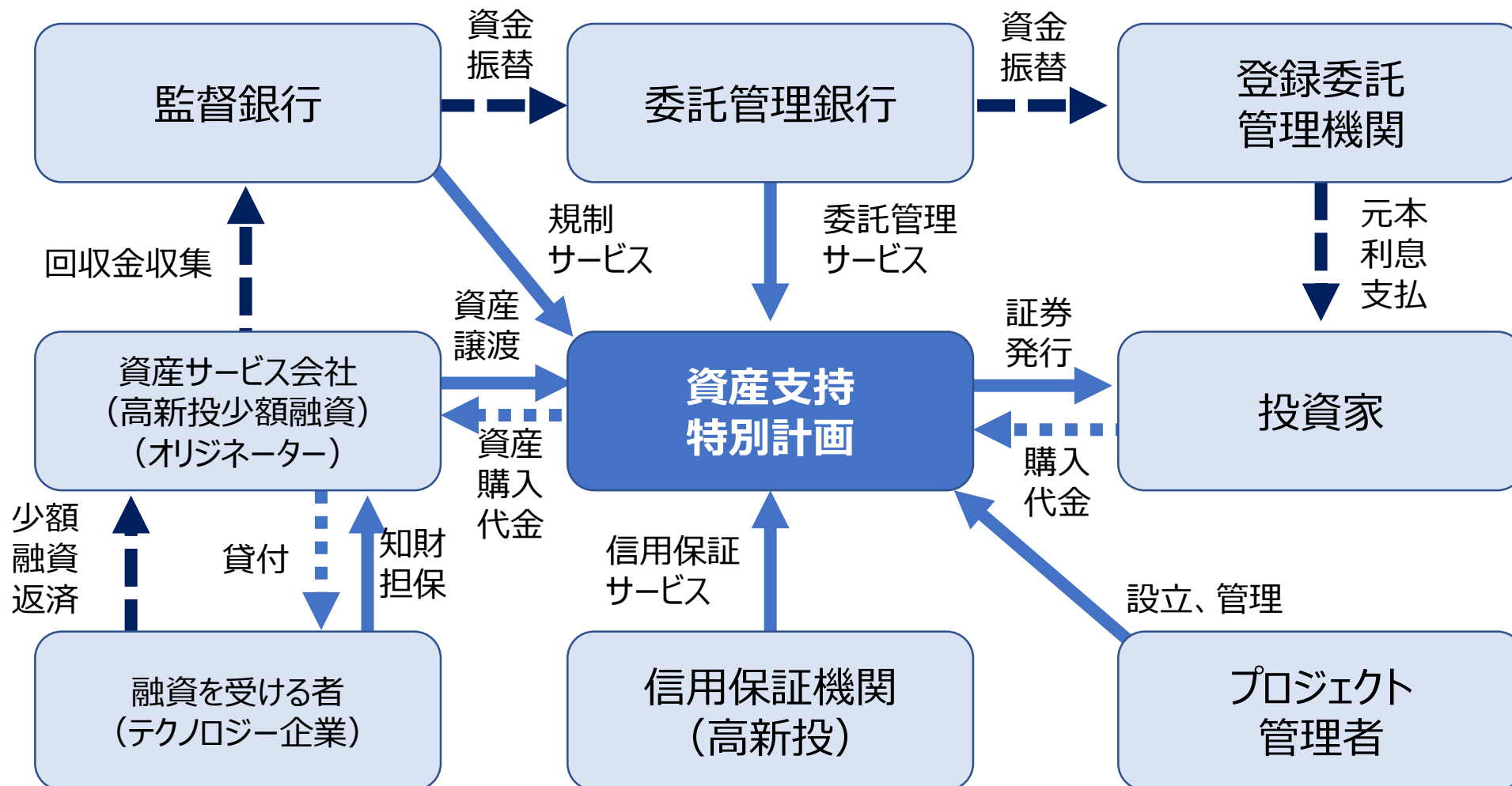


(出所) 広東知財権証券化青書他からジェトロ作成

### 3) 知財×金融 知財証券化の例

#### 平安証券-高新投知的財産権1号資産支持特別計画 (ABS) の例

- ✓ 深圳初の知財証券化商品
- ✓ 知財担保融資の債券が裏付け



(出所) 広東知財権証券化青書他からジェトロ作成

# 3) 知財×金融 知財価値評価

- ✓ 当事者間交渉ではマーケットアプローチ、補助金の金額に依存するとも
- ✓ 融資ではインカムアプローチ
- ✓ ガイドライン作成などにより改善を図る

**十四五綱要 第二篇 第7章 第2節**  
**無形資産評価制度を改善し・・・**

## 【知的財産権資産評価指南】

(2015年策定、2017年改訂)

(中国資産評価協会)

- ✓ 中国資産評価協会の「資産評価執行準則（無形資産）」に関する全56条からなるガイドライン
- ✓ 知財価値評価業務の遂行において遵守を要求
- ✓ 対象は専利・商標・著作権・営業秘密等、あらゆる知財
- ✓ 基本的な知財価値評価の進め方（留意すべき情報、算出法の選択など）の他、「譲渡・ライセンス」、「出資」、「担保融資」、「訴訟」、「財務報告」の目的別に章立て

2012年【専利価値分析指標体系】  
(SIPO、CTEX)

2015年【専利価値評価指標体系】  
(中国科学院)

メイン指標	サブ指標
法律 価値度	安定性
	回避可能性
	依存性
	特許侵害判断可能性
	有効性
	多国出願
	特許ライセンス状態
技術 価値度	先進性
	業界発展傾向
	適用範囲
	技術依存度
	代替可能性
	成熟度
経済 価値度	市場適用状況
	市場規模見込み
	市場占有率
	競争状況
	政策適応性

第1層指標	第2層指標	指標の算出
技術価値	技術の周期	全ての引用特許の技術周期の中位数
	技術適用範囲	国際特許分類IPCの数
	技術関連度	引用特許技術の数
	科学関連度	引用科学論文の数
	クレーム数	特許授權公開書類
	ファミリー特許の数	特許ファミリーの数（又は、米、日、欧州の特許の比率）市場需要量（市場容量）
	インカムアプローチモデル計算	
市場価値	特許製品の市場競争状況	
	特許製品の市場競争状況	
	特許技術代替可能性	
権利価値	残留特許有効期間	特許情報データ
	特許ライセンス実施	
	特許権侵害訴訟	
	特許無効訴訟	

(出所) 李慧, 劉鍼「中国の特許価値評価に関する研究及び応用現状」Vol.72 No.2 p.41 パテント 2019



## 4) 知財マネジメント

## 4) 知財マネジメント 国家標準の制定

知財マネジメントに関する国家標準を整備し、補助金認定などで活用

- ✓ 2013年 企業知的財産管理規範
- ✓ 2016年 科学研究機関知的財産管理規範
- ✓ 2016年 高等教育機関知的財産管理規範

深圳市の例

- 知財管理優秀企業・大学等 20万元/社  
条件の一つとして「規範」認定者を優先
- 「規範」の審査・認定費用支援 5万元/社

### 2021年4月 ボアオフォーラム CNIPA申局長発言

中小企業の発展に向けた知財政策の重点

- 1) 知財保護強化
- 2) 知財運用強化（担保融資など）
- 3) 知財公共サービス強化
- 4) 知財マネジメント強化

### 2021年2月

国家標準「イノベーションマネジメント～知財マネジメント・ガイダンス～」意見募集稿  
(創新管理～知識産権管理指南～)

- ✓ ISO 56005「Innovation management —Tools and methods for intellectual property management — Guidance」(2020年11月)の国家標準版
- ✓ ISOの場で中国(CNIPA)が提案・主導し策定された国際標準

# 4) 知財マネジメント 2021年国家標準 概要

## イントロダクション

- ✓ 知的財産とイノベーションは密接不可分
- ✓ 知財で、投資の吸引や競争優位性向上、経営の自由へのアクセス、革新的価値創造、コラボレーションの促進等が可能に
- ✓ 知財マネジメントの基礎（価値実現、リーダーシップ、戦略的方向性のビジネスとの一致等）、知財マネジメントの構成等

## スコープ

- ✓ ①組織革新のための知財戦略策定、②イノベーションプロセスにおける体系的知財マネジメントの確立、③効率的な知財マネジメントをサポートするための適切なツール・方法の提供を目的とする

## 知財マネジメントのフレームワーク

- ✓ 外部（市場、文化、技術、法律、政治、地理、時間、潜在的機会と脅威等）、内部（ビジネス戦略と知財アセット等）を理解すべき
- ✓ 経営層のリーダーシップの必要性
- ✓ 管理項目（開示・保護の範囲、知財アセット管理や権利侵害、各国法の監視、経営層への報告義務、文書化の必要性等）
- ✓ 組織文化醸成、人事・研修、財務上の考慮事項（必要資金の割り当て、知財マネジメントと経済機会・損失の検討等）等

## 知財戦略

- ✓ イノベーション戦略・ビジネス戦略における知財の役割の理解
- ✓ 知財の開発・購入、リスクの想定と解決法検討等の目標設定
- ✓ 戦略の実施・実行、関係者への伝達、レビュー

## イノベーションプロセスにおける知財マネジメント

- ✓ 5つのプロセス（機会特定、概念創出、検証、ソリューション開発、展開）における、知財創造・取得、利用可能性の確認、保有知財の特定・分類、事業での知財の組み込み、機会の創造・リスク低減、知財アセット管理（ライセンス、放棄等）等のタスクを整理

## 附録A～F（ツール・方法）

- A：発明記録と開示（営業秘密管理、NDAチェックリストなど）
- B：知財の創出、取得、維持
- C：知財検索
- D：知財権の評価（評価観点、価値評価アプローチなど）
- E：知財リスクマネジメント
- F：知財開発利用（ライセンスに関する検討事項）

# 4) 知財マネジメント 上場と知財

- ✓ 上場直前に**知財訴訟が頻発**、知財の不備が理由で上場審査落ちする企業も
- ✓ スタートアップ向け市場（上海科創板など）で知財重視の傾向
- ✓ 上場企業の**財務諸表における開示**を積極的に促す

## 2018年【知財関連会計情報開示規定】

(財政部、CNIPA)

「企業会計準則第6号－無形資産」における  
知財開示内容のひな形を提示

項目	専利権	商標権	著作権	その他	合計
<b>一. 元の簿価</b>					
1.期首残高					
2.当期の増加	項目				
購入	<b>二. 累積償却</b>				
社内研究開発	専利権	商標権	著作権	その他	合計
企業合併による増	1.期首残高				
その他の増加	2.当期の増加金額				
3.当期の減少	発生				
処分	項目				
失効・終了確認分	<b>三. 減損引当金</b>				
その他	専利権	商標権	著作権	その他	合計
	1.期首残高				
	2.当期の増加金額				
	3.当期の減少金額				
	4.期末残高				
	<b>四. 簿価</b>				
	1.期末の簿価				
	2.期初の簿価				

## 2020年5月【2020年知財強国建設推進計画】

知財会計情報の開示を指導し、上場企業を監督し、  
知財情報の開示関連規定を厳格に実施するよう促す

## 2020年8月【深圳市科技イノベーション条例】

第64条 企業は、知財価値を徐々に財務諸表に  
組み込まなければならない

## 2020年3月 科創板【科創属性評価手引（試行）】 (証監会)

### 基礎指標

- 1) R&D投資の対売上高比 5%以上 or  
直近3年のR&D費 累計6000万元以上
- 2) **主な売上高を形成する発明専利 5件以上**
- 3) 直近3年の売上高平均成長率20% or 直近1年で3億元

### 例外指標

- 1) ~ 4) 略
- 5) **核心技術と主な売上高を形成する50を超える発明特許**

## 4) 知財マネジメント 産業知財連盟

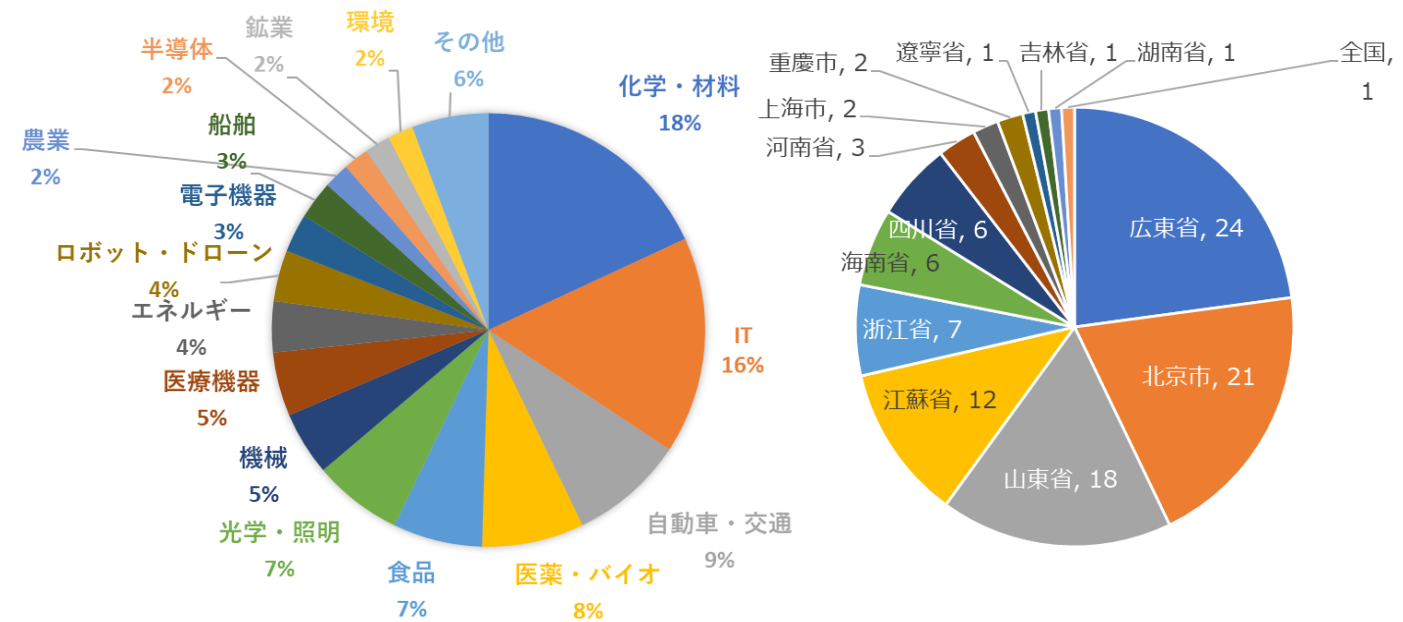
- ✓ 産業単位での活動により、産業全体のレベル向上を図る
- ✓ 団体ごとに活動内容・レベル・参加条件が異なり、やや不透明な面も

2015年「産業知財権連盟建設指南」  
 専利連盟から知財連盟に

2018年「産業知財連盟監督管理・業務指導作業の強化に関する通知」  
 この頃、国の管理から地方の管理に移行

2021年「産業知財連盟備案管理体制の完備化に関する通知」  
 地方局による管理強化、名称の制限等

CNIPA登録105団体の内訳（2018年時点）



### 主な機能

- 専利ナビゲーション分析
- パテントプールの構築・運用
- 知財と標準の融合促進・SEPの形成
- 知的財産リスクの共同防御
- 知財の産業化・起業支援
- 人材育成

(出所)CNIPA 备案在册的产业知识产权联盟名单 (截至2018.1.22)

## 4) 知財マネジメント 専利ナビゲーション (専利導航)

- ✓ 企業経営を念頭に置いた、「IPランドスケープ」に近い概念
- ✓ 国家標準でガイドラインを整備、地方知財局を中心に様々な分野で実施
- ✓ 実施企業には補助金も

2013年 専利導航のパイロットプロジェクト開始

2015年 「産業計画類専利導航プロジェクト実施推進拡大に関する通知・実施ガイド」

2016年 「企業運営類専利導航プロジェクト実施推進拡大に関する通知・実施ガイド」

### 2020年 国家標準「専利導航指南」公布

目的：特許情報分析を、R&Dだけでなく、企業経営や人材管理、地域・産業計画などに応用

内容：7部から構成（総則、地域計画、産業計画、企業経営、R&D活動、人材管理、サービス要件）、目的別のプロジェクトの進め方や分析ポイント等を列記

- (例) 第4部 企業経営
- ・投資・合併・買収対象評価
  - ・上場準備
  - ・共同開発
  - ・技術導入 等

#### 地方知財局による一例

➤ 広東省市場監督管理局

2019年：戦略性新興産業（新世代IT、ハイテク設備製造、バイオ医薬、グリーン低炭素（省エネ環境保護、新エネ、新エネ車、海洋、農業、新材料、デジタル）

2020年：半導体・集積回路（全280頁）

➤ 中国（北京）知財保護中心

2020年：スマート機器、人工知能、ソフトウェア・情報サービス、5G技術、集積回路

1. はじめに
2. 中国の知的財産分野の動向
3. 中米合意が中国知財分野に与えた影響
4. 改正専利法がもたらす変化
5. 第14次5カ年計画から見える今後の展開
6. 中国企業・大学の知財活動と対応政策
- 7. 中国香港特別行政区の知財動向**



# 香港の経済規模・強み

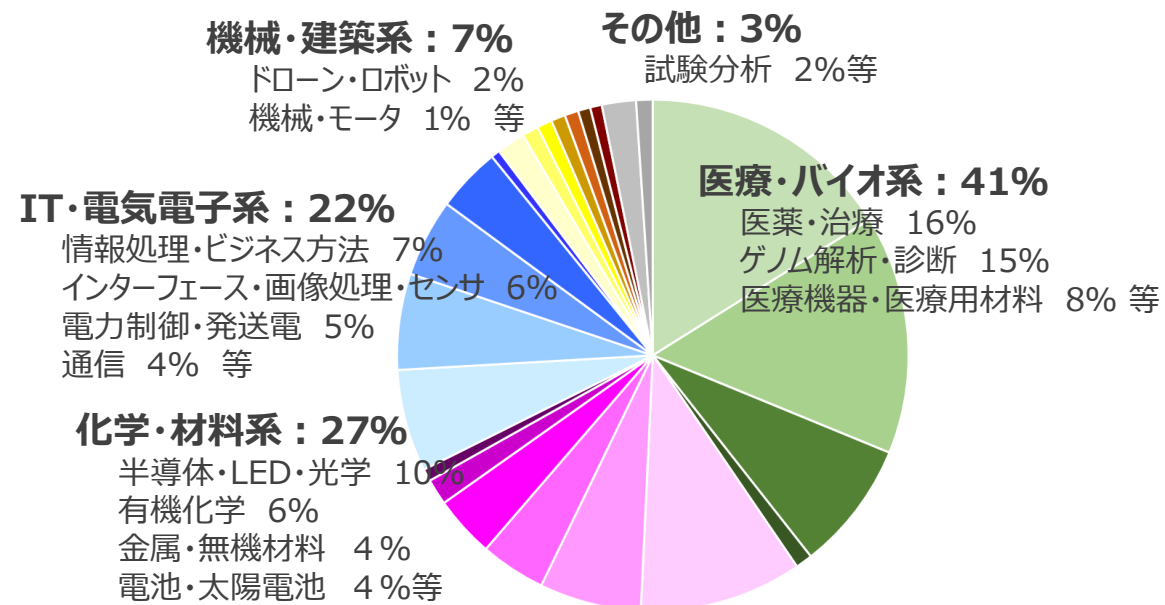
- ✓ 人口約750万人（2019年末）
- ✓ 名目GDP約40兆円（日本約550兆円）  
一人当たり約535万円（日本約434万円）
- ✓ 1.4億円以上の資産を持つ富裕層:51.5万人
- ✓ 金融・物流センター・投資環境
- ✓ 中国市場へのゲートウェイ・PoCに最適な深圳に至近
- ✓ ハイレベルなアカデミア（特に医療・バイオ関係）
- ✓ DJI・セスタイムをはじめとする大学発スタートアップ創出

出所：CitiBank2021年

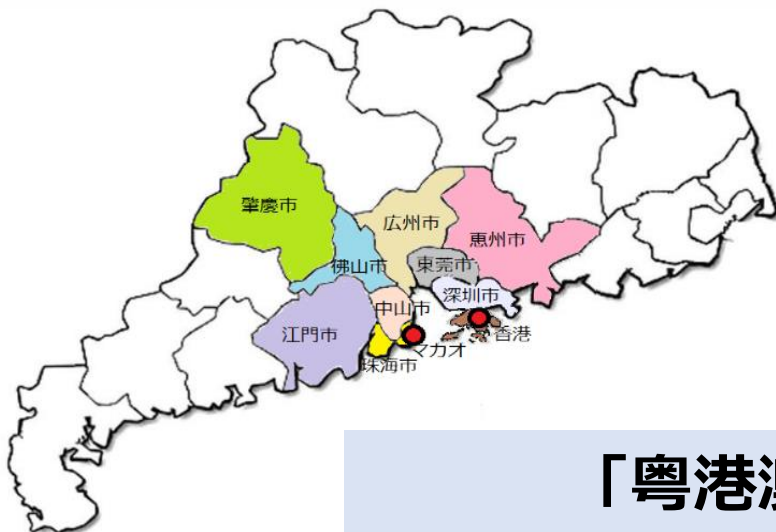
香港は、WIPOが発表した  
**2020年グローバル・イノベーションインデックス**  
において、**131**の国・地域の  
**11**位にランクイン、  
特に**市場成熟度（投資環境など）**や文化的クリエイティビティの評価が高い

**QS世界大学ランキング**  
**2021のTop100**に香港の**5大学**がランクイン  
(日本：5、中国：6、シンガポール：2)

## 香港6大学の特許出願動向 (2011～2020年、主要国、約5,200件)



# 香港と大湾区（グレーター・ベイエリア：GBA）



- ✓ 大湾区：中国全体の5%の人口（約7100万人）、同12%のGDP
- ✓ 地域ごとに役割を分担

## 十四五綱要 第十八篇 第61章 第1節

香港が国際的なイノベーション技術センター、アジア太平洋地域の国際的な法律・紛争解決サービスセンター、**地域の知財貿易センター**を構築することを支援

## 「粵港澳大湾区発展計画綱要」2019年2月

### 第四章 国際科学技術イノベーションセンターの建設

#### 知財保護・運用の強化

- ・行政法執行・司法保護強化
- ・知財保護・サービスにおける**香港**の優位性を発揮し、**香港**が**地域知財貿易センター**になることを支持
- ・知財権取引・流通促進
- ・大湾区の知財情報共有プラットフォームを確立 等
- ・訴訟外紛争解決の推進

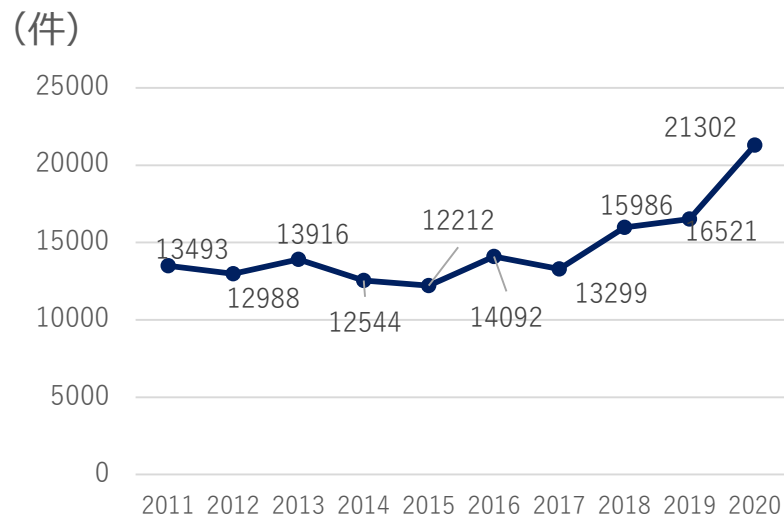
知財で特出し  
は香港だけ

- 2019年11月、**大湾区知財交易博覧会**を初開催（2020年はオンライン）
- 2019年11月、**広州市黄埔区広州開発区推進粵港澳知識産権互認互通弁法（試行）**公布、2020年4月、同実施細則公布

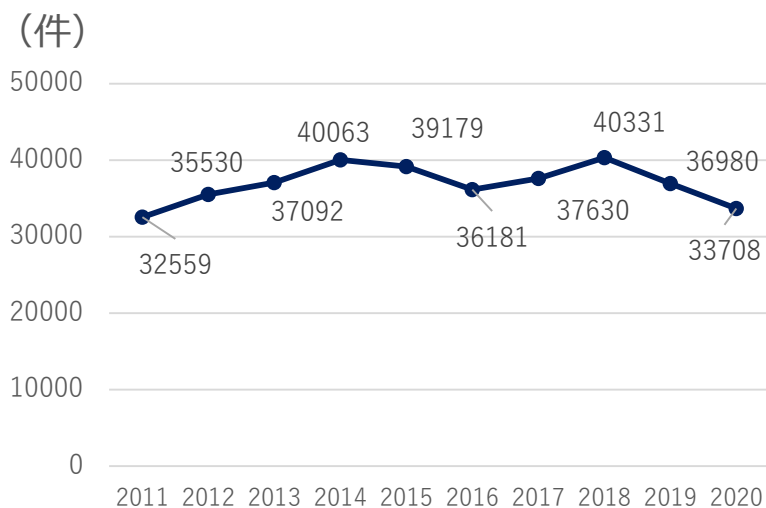
知財訴訟・調停・仲裁、知財金融・信用保証などの補助金対象として、広州開発区企業が有する**香港・マカオ・シンガポールの知財権を対象に**

# 香港の特許等出願動向

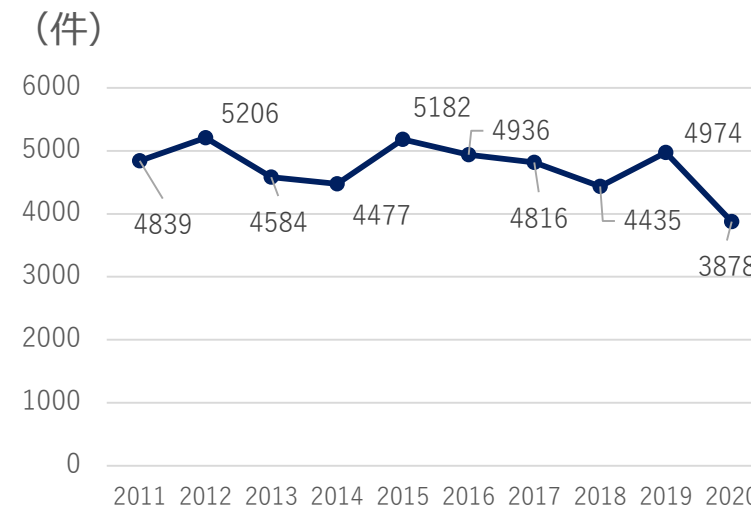
## 特許出願



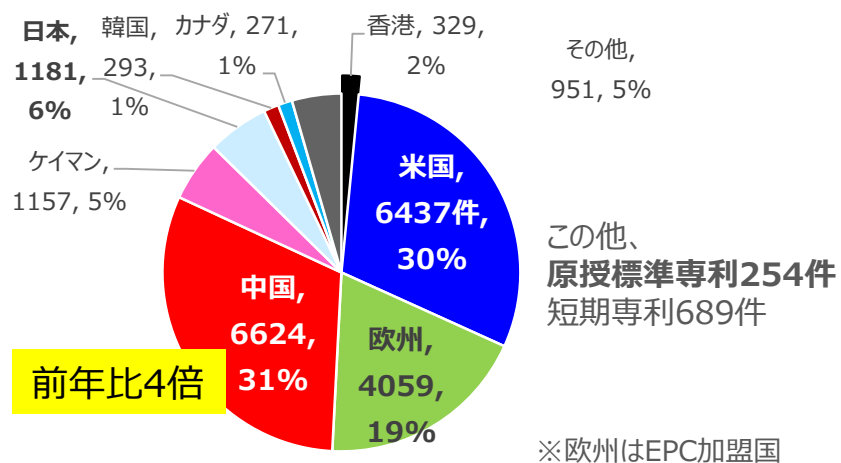
## 商標出願



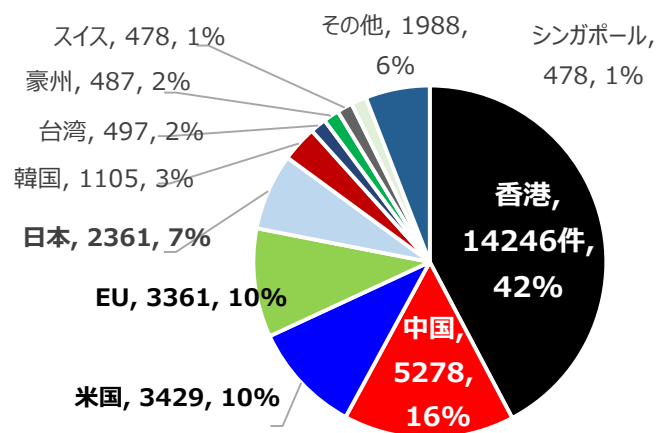
## 意匠出願



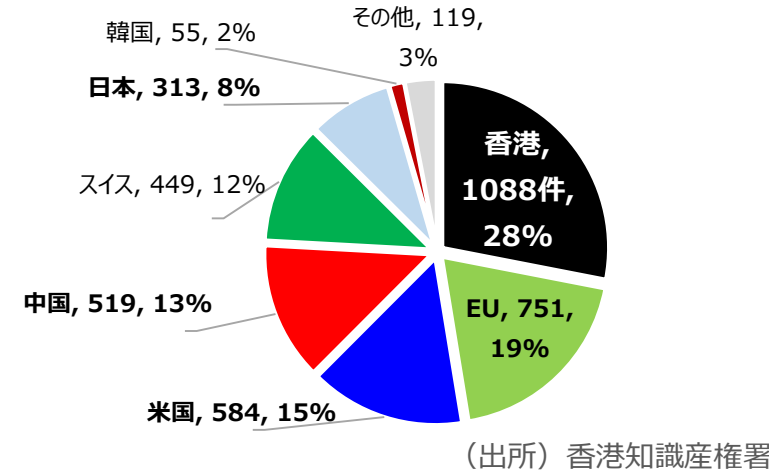
### 2020年



### 2020年



### 2020年



# 香港の知財制度

	標準専利	原授標準専利 2019年12月19日受付開始	短期専利	商標	意匠 (外観設計)
権利期間	指定庁/PCT出願日から20年	出願日から20年	出願日から8年 (4年×2回更新)	出願後10年,更新可	出願後25年 (5年×5回更新)
実体審査	香港ではなし(指定庁が実施)	あり	なし →付与後審査(権利行使前に実体審査義務、第三者請求可)	あり	なし
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 指定庁出願公開後6か月内に出願手続(記録請求) 指定庁登録後6か月内に登録手続(登録・付与請求)</li> <li>✓ 指定庁: CNIPA, UKIPO, EPO(UK指定)</li> <li>※約6割がCNIPA経由</li> <li>✓ PCT可(CN指定)</li> <li>✓ 無効請求は裁判所が扱う(指定庁で取り消された場合は請求に基づきHKIPDが取消す)</li> <li>✓ 行政執行対象ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 指定庁出願不要</li> <li>✓ 審査請求期間は出願日/優先日から3年</li> <li>✓ 出願日/優先日から18か月で公開</li> <li>✓ PCT不可</li> <li>✓ CNIPA(審査協作広東中心)が審査支援(研修等)</li> <li>✓ 拒絶査定不服は暫定拒絶通知に対する再審査としてHKIPDが扱う(更に不服があれば裁判所へ)</li> <li>✓ 無効請求は裁判所が扱う</li> <li>✓ 行政執行対象ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 指定庁出願不要</li> <li>✓ 保護対象は標準専利と差がない</li> <li>✓ 独立項1項→2項</li> <li>✓ PCT可(CN指定)</li> <li>✓ 行政執行対象ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マドプロ不可(改正法施行待ち)</li> <li>✓ 一商標多区分制</li> <li>✓ 立体、音、色彩等も登録対象</li> <li>✓ 香港税関による行政執行対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ハーグ不可</li> <li>✓ 一出願複数意匠可(口カルノ分類同一分類)</li> <li>✓ 行政執行対象ではない</li> </ul>

# 香港の知財政策動向

- 2013年12月、**中国国家知識産権局**と香港知識産権署の専利領域における協力協定（安排）に署名（原授標準専利制度開始時の審査協力など）
- 2015年頃に開始された**粵港澳（広東・香港・マカオ）大湾区計画**において、知財でも協力関係推進
- 2017年6月、**2017年仲裁（改正）条例**成立（2018年1月施行）、あらゆる知財紛争（権利の有効性含む）が仲裁の対象としうること、知財仲裁採決の執行は香港の公共政策に反しないことが明示
- 2017年6月、**中国国家知識産権局**と香港商務経済発展局の知財領域における協力協定（安排）に署名
- 2019年1月、**中国内地**と香港法院の民商事案件判決の相互認証・執行協定（安排）において、知財を対象として明記（ただし発明特許・実用新案の侵害事件や権利の有効性は除く）
- 2019年4月、**中国内地**と香港法院との仲裁手続における相互協力による保全協定（安排）公布（10月発効）
- 2019年5月、高等法院は、知財訴訟の審理の効率化などを目的として、**知識産権案件表（IP List）**を設け、知財担当の裁判官（David Lok裁判官）を配置
- 2019年12月19日、特許に実体審査を導入した**原授標準専利制度**を開始（2016年専利（改正）条例）
- 2020年6月19日、**マドリッド・プロトコル（国際商標登録制度）導入**を盛り込んだ2020年商標（改正）条例成立、マドプロ関連個所の施行は2022～2023年頃の見込み

# JETRO北京・香港知財部ウェブサイトのご紹介

JETRO北京・香港の知財部ウェブサイトでは、

- 各種調査レポート・マニュアル
- 知財ニュース
- 法律/法規/解釈/判例/ガイドライン（日本語仮訳）
- 政策文書（日本語仮訳）
- 現地法律・特許事務所情報
- 中国IPG情報

などを掲載しております。ぜひ一度ご覧ください。

北京



<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>

香港



<https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/ip.html>

**ご清聴ありがとうございました。**

**日本貿易振興機構（JETRO）**

**北京事務所知的財産部**

**E-Mail : PCB-IP@jetro.go.jp**

**Tel : +86-10-6528-2781**

**Fax : +86-10-6513-7079**

**香港事務所知的財産部**

**E-Mail : hk\_ip@jetro.go.jp**

**Tel : +852-2501-7262**

**Fax : +852-2868-1455**

**【免責事項】**本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。JETROでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。